

『1649年会議法典』翻訳と注釈(4)

中沢 敦夫・吉田 俊則

(『富山大学人文学部紀要』第46号掲載の(3)から続く)

第11章 農民裁判¹

本章は34条からなる

第1条 君主の御料地の村および国有地の郷の農民ならびに作男が、御料地の村ならびに国有地の郷から逃亡して、総主教、府主教、大主教ないし主教、修道院、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、侍従、大膳職、小姓、モスクワ士族、書記官、在府士族、地方都市士族、小士族、外国人などや、あらゆる相続地領主、知行地領主の支配下に居住していたとする。ところが、134年のモスクワ大火²以降に、土地台帳書記が知行地官署そのほかの官署に引き渡した土地台帳³においては、これら逃亡農民ないしはその父親は、君主の所有のもとにあると登録されて

1 農民裁判（Суд о крестьянях）と題された本章は、実質的には逃亡農民（作男）についての裁判の法的根拠、手続きを定めた条項からなっている。歴史的に見て、ルーシにおける農民の移転（移住）は慣習的に行われていたが、当時のモスクワ国家では、戦争、掠奪、凶作、重税、疫病などさまざまな理由によって農民の逃亡（もしくは集団移住）は顕著な社会現象となった。政府にとっては、国有地・御料地からの農民の逃亡は貢租減少を意味すると同時に、なによりも財政基盤の脆弱さ示すものであり、土地領主にとっては、別の所領への農民の逃亡は、領地（知行地・相続地）の財力減少を意味し、所領經營の上でも深刻な問題になっていた。本章の各条文は、従来の逃亡農民に関する個別の法令を引き継ぎながら、動乱時代以来約半世紀のあいだに複雑化、混乱した土地所有を整理、統合しようとする政策が込められている。

2 創世紀元7134のこと、西暦1626年にあたる。この年の5月3日にモスクワで発生した火事は、幾つかの修道院を除き、内城（クレムリ）にある宮殿、国庫倉庫、寮庁舎、官署庁舎、総主教府舎などほとんどすべての建物を焼き尽くした。このとき従来の土地台帳も焼けたため、新しい台帳作成が始まった。

3 土地台帳（письцовая книга）とは一般的には、十五世紀から作成されるようになった地籍簿のことだが、ここではモスクワ大火をきっかけに1626年に作成が始まった土地台帳を指している。台帳の作成のために、モスクワから書記や書記官補が諸都市と周辺の郡に派遣され、そこにおける国有地、御料地、知行地、相続地の広さと所有者（領主）、そこにおける農民、作男、家僕の数などが記された。都市ではポサードの領地、そこにおける公課（тягло）の高、屋台や作業場の数などが記された。作成された土地台帳は、知行地、相続地なら知行地官署（Поместный приказ）へ、地方別には各徵税区官署へと、管轄に応じて諸官署に引き渡された。

いる場合。

これらの御料地からの逃亡農民や作男は、取り調べを行った上で、君主の御料地ならびに国有地の郷の、土地台帳にもとづいたかれらの本来の割り当て地⁴に、その妻、子供、そのあらゆる家財ともども⁵、引き渡すこと。そのさい、捜索の時効年限は定めないこととする⁶。

第2条 同様に、もし相続地領主や知行地領主が、逃亡中の自らの農民ならびに作男について君主に訴えを行い、その農民や作男が、自分の所有のもとから逃亡して君主の御料地、国有地の郷に居住したり、ポサード民、銃兵、カザーク、砲兵に姿を変えたり、モスクワ近郊ならびに辺境の都市における何らかの勤務人としてポサードに居住したり⁷、あるいは、総主教、府主教、大主教、主教、修道院、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、侍従、大膳職、小姓、モスクワ士族、書記官、在府士族、地方都市士族、小士族、外国人、あらゆる相続地領主、知行地領主の所有のもとに逃亡した旨を申し立てた場合⁸。

134年のモスクワ大火以降に、土地台帳書記が知行地官署そのほかの官署に引き渡した土地台帳においては、裁判と取り調べの結果、これら逃亡農民やその逃亡農民の父親は、訴訟人の所有として登録されている場合。あるいは、土地台帳が作成されたのちに、これら農民やその

4 割り当て地（жеребей）とは、領地（相続地、知行地、御料地）の中で、それぞれの農民が耕作することを割り当てられている部分のこと。

5 当時の農民の逃亡は複数の家族を含む集団をなし、金銭、種糲・食料などの穀物、牛馬などの家畜、家具・農具など一切の移動可能な財産（「家財」（животы））をもって別の領地へと移り住む、一種の集団移住的な性格も持っていた。

6 第1条は国有地（御料地・郷）農民の、教会や勤務者の私有地（相続地・知行地）への逃亡農民の所有についての裁判の判定基準について述べている。動乱時代以降、大量の国有地農民が土地を放棄して逃亡し、その一部は聖俗の大領主の領地に誘致されていた。国家は十六世紀末に土地台帳を作成し、それにともない5年の逃亡農民の捜索時効年限（法定年限）（урочные лета）内に摘発された逃亡農民はもとの領地へ連れ戻せることを定め、農民の土地への縛縛を強化した（1597年）。1618年には法令によって5年の時効年限が確認されたが、農民に逃げ出される中小領主の不満がつのり、30～40年代に時効年限廃止の集団請願がなされ、政府が段階的に譲歩を行っていった流れの中で、『会議法典』の本条によって、時効年限の廃止が確認された。

7 逃亡農民の大部分は逃亡先の土地でも農民として働いたが、中には、流浪生活を長く続けたあげく屋敷の奉公人や家僕、都市のポサード民（鍛冶屋、大工、仕立屋など）、農村の雑役（家畜番など）になるものもいた。また、南部国境地帯では、国策とも結びついて、銃兵、カザーク、砲兵などの一時的な勤務者に登録される者もいた。

8 前条と異なり、ここでは相続地や知行地などの私的な領主の農民が、国有地、ポーサド、他領主の相続地・知行地へと逃亡し、その返還を求めて訴訟した場合を扱っている。

子供たち〔が居住している〕土地が新たに分与されていて、そのことが土地分与台帳⁹あるいは土地譲渡台帳¹⁰に登録されているような場合。これら農民や作男は、訴訟人に引き渡すこと。

逃亡農民や作男を、土地台帳にしたがって、逃亡先から〔訴訟人に〕引き渡すときには、訴訟人の身分は問わず、また捜索の時効年限は定めないこととする。

第3条 裁判と取り調べの結果、逃亡中の農民や作男の引渡しが必要であると判断された場合には、これら農民を、妻子、あらゆる種類の家財、刈り取り前ならびに打穀後の穀類とともに引き渡すこと。ただし、本法典が発布されるまでの過去の年月における農民の所有物は、〔訴状に引き渡しの対象として〕記してはならない¹¹。

逃亡中の農民が自らの未婚の娘、姉妹、姪を、自分が住む〔逃亡先の〕相続地領地や知行地領地の農民や別の大村、村の農民に嫁がせた場合。その〔逃亡〕農民を所有している〔領主〕はそのことについて罪に問われず、これらの娘を〔結婚した夫ともども〕、もとの相続地領主や知行地領主に引き渡してはならない¹²。

その理由は、このことに関し、この君主の命令¹³以前には、何人も逃亡農民をその支配下に受け入れてはならないとする君主の禁令が存在せず、ただ逃亡農民に対しては捜索の時効年限が定められたからである¹⁴。また、その理由として、土地台帳の引渡し後、長年のあいだに、相続地や知行地の所有者が変更することがありうるからである¹⁵。

第4条 誰かにこの逃亡中の農民や作男の引渡しが行われる場合。君主の御料地ならびに国有

9 土地分与台帳（отдельные книги）とは、君主の恵与、裁判による命令、取引などによって土地が分割され他の領主に譲渡されたとき、その内容（所有者、境界線、農民戸の数など）を記した台帳のこと。土地台帳（писцовая книга）の補足にあたる。

10 土地譲渡台帳（отказные книги）とは、土地が他の領主に譲渡されたとき、その譲渡の証書（отказы）を綴り込んだ台帳のこと。土地に住む農民や財産についての記録もなされていた。やはり、土地台帳（писцовая книга）の補足にあたる。

11 逃亡したときに持ち出した家財であるが、逃亡中の長い年月の間に消費・消失・古びてしまつた、家畜、穀物、農具などを言っているのだろう。

12 この記述は、本章第1~2条の逃亡農民返還の原則にとっては例外にあたる。1626年から1649年の間に結婚した農民と娘は子をなして逃亡先で独立した戸を持っているのが普通であり、これを旧領主に返すのは不合理という理由ではないか。

13 『会議法典』の本条の規定を指す。第8条も参照。

14 本章第1条の注にもあるように『会議法典』制定のこの時点では、逃亡農民の捜索時効年限は5年となっていた。そのため、逃亡農民を受け入れた大領主が遠隔の自領地に農民を5年間隔離し、のちに自分の支配下に置くということもあり、中小領主の不満の原因になっていた。

15 ここに挙げられている理由は、いわば政府の側の論理で、長期間の逃亡の捜索の複雑で困難なことをあげて、これまで捜索時効期間を設けていた政策を弁護している。

地の郷の官署役人、相続地領主ならびに知行地領主は、将来ありうるべき訴訟に備え、これら自らの農民、作男、その家財について、引渡しを受ける者から受取証¹⁶をとるものとする。モスクワならびに地方都市の場合、受取証は広場の代書人が、広場の代書人がいない村や郷の場合、郷書記や教会の堂守¹⁷が作成するものとし、署名は〔引き渡される者〕自らが行うこと¹⁸。

読み書きができない者の場合。読み書きができない者は、自らの聴罪司祭あるいは自らが信頼する第三者に自らの代わりに受取証に署名させるものとする。何人も何人に対して受取証に関して訴訟沙汰を起こさぬため、自ら所有する司祭、堂守、下僕に署名をさせてはならない¹⁹。

第5条 農民や作男の空き家や敷地²⁰が、土地台帳において相続地領主や知行地領主に属すると登記されており、土地台帳では、その家にいた農民や作男について、これら農民や作男は土地台帳が作成される以前に、その所有者のもとから逃亡したと記されていたとする。ところが、今までこれら農民について、誰もその所有を求めた訴えをなさなかった場合²¹。

そのような空き家や敷地が〔自領に〕あることを理由にして、これら〔他領に逃亡した〕農民や作男について〔その所有を求める〕裁判を起こすことはできない。なぜなら、もとの所有者は、長年を経ても、自分の〔逃亡した〕農民の所有を求めて、誰かを君主に訴えることはしなかったからである。

第6条 逃亡中の農民や作男が、裁判と取り調べ、および土地台帳の記載にもとづいて、誰かのもとから原告に引き渡された場合。あるいは、裁判を経ずに〔従来の〕法令集にもとづいて引渡しが行われた場合。

これら農民逃亡中にその支配のもとに居住していた〔領主〕に請願書を書かせ、それにもと

16 受取証（отписи о возврате）は、今後の逃亡農民の所有をめぐる係争を避けるための証書にあたる。

17 郷書記や教会の堂守（земский или церковный дьячок）。地方の国有地、私有地では読み書きのできる者は、郷役所（земская изба）に勤めている書記（дьячок）か、教会勤務の堂守（дьячок）にほとんど限られていた。

18 上の第1～3条に規定した逃亡農民、その家産の旧領主への返還にあたっての手続きについて述べている。

19 逃亡農民返還を受ける側の領主が文盲だった場合、その領地に居住する（つまりその所有・支配下にある）司祭らに署名をさせないということ。もちろん、影響力を行使させないためである。

20 当時の領地には逃亡、一家全滅、掠奪などによって無人化した空き家（пустые дворы）が至るところにみられた。

21 逃亡農民・作男の所在が分かっていても、旧領主はその返還を求める裁判を起こさなかったというケースについて述べていると考えられる。

づいて、知行地官署²²において、これら農民は引き渡された者〔原告〕の支配のもとにある旨の登録を行うこと。

農民を引き渡した〔旧い〕相続地領主ならびに知行地領主からは、人口調査台帳²³にもとづくこれら農民に対する君主への税徵収²⁴を行ってはならない。いかなる君主の税徵収であれ、引き渡し後に農民が居住し農事に従事している〔土地の新しい〕相続地領主ならびに知行地領主から行うこと。

第7条 相続地領主のもとから、裁判と取り調べ、および土地台帳の記載にもとづいて、〔逃亡した〕農民の引き渡しがなされたが、実際に引き渡された農民は、その領主が他から購入した相続地の〔別の〕農民が充てられたとする。そして、相続地を他の相続地領主から〔逃亡および身代わりの〕農民ごと購入したのは土地台帳作成以後²⁵のこと、売買文書にもそれらの農民は〔購入した相続地〕つきと記されていた場合。

最初の相続地領主は、身代わりとして引き渡した農民の代償として、売り手〔の領主〕から、〔売り手の〕別の土地の農民を、その家財を、刈り入れ前の穀物、脱穀した穀物ごと徵収することができる²⁶。

第8条 過去において、相続地領主や知行地領主が、〔自分の所有していた〕逃亡農民や作男〔の返還を求める〕裁判を起こしたとする。ところが、君主のこの命令²⁷以前に、裁判判決として、逃亡農民の旧い所有者に対して、遺芳薫する全ルーシの大君にしてツァーリ、大公ミハイル・

22 知行地官署（Поместный приказ）は軍勤務者に与える知行地（поместье）や相続地の登録、分与、再分与に関する行政を管轄し、土地台帳、人口調査台帳の作成、管理にあたり、17世紀後半には逃亡農民の追跡調査も組織した。

23 人口調査台帳（переписная книга）は1646年から1648年に行われた最初の人口調査によって作成された台帳。戸ごとに男子だけが記載され、第8章1条にも言及があるように、その後の様々な課税に用いられた。

24 君主への税徵収（государевы поборы）とは、『会議法典』第8章に規定されている捕虜買い戻し税のように、人口調査台帳（переписная книга）にもとづいて君主が命ずる税の徵収を意味している。不定期な収税であるため、逃亡農民からの収税の原則を示したもの。

25 すなわち、土地購入が1626年から『会議法典』が制定された1649年までの間に行われた場合。

26 条文の記述は分かりにくいため概略次の通り。逃亡農民ごと土地を他の領主から購入したのちに、もとの逃亡農民の持ち主から返還請求を起こされ、なにか事情があって逃亡農民のかわりに別の農民を引きした場合には、売り手である領主からその所有する農民を、代償として取り立てる権利があるというもの。ただし、売買された土地の所有権が土地台帳で確認でき、かつ売買文書で逃亡農民ごとの土地売買であったことが確認できる場合に限る。

27 本条の三個所にあらわれる「君主のこの命令」（сей государев указ）とは、次に言及されるミハイル帝の「命令」に対比されるかたちでの、アレクセイ帝による『会議法典』の本条項を指している。

フョードロヴィチが以前に発した命令²⁸にもとづいて、定められた捜索の時効年限が過ぎたことを理由に、〔訴訟は〕斥けられ、逃亡中の農民や作男は、時効年限の前に住んでいた領主のもとに住みつづけてもよいとされた場合。

あるいはまた、逃亡農民や作男の旧い所有者である知行地領主や相続地領主が、君主のこの命令以前の過去において、双方合意の取引を相手と結び、その取引において誰が誰に当該の農民を譲り渡すかが決められ、その旨が証書に明記され、あるいは和解請願書²⁹が〔裁判所に〕提出されている場合。

君主のこの命令が出される前に決められた通りに、すべての案件を処理すること。案件について再び裁判審理を開始したり、判決を見直してはならない。

第9条 過ぐる154年と155年の人口調査台帳³⁰に、誰かの所有になると記載された農民ならびに作男が、人口調査台帳の作成の後に、人口調査台帳に記載された所有者のもとから逃亡したり、将来の逃亡を企てた場合。

それらの逃亡した農民や作男、さらに兄弟、子供、甥、孫一族、およびそれらの妻子たちは、その家財と刈り入れ前および脱穀された穀物ごと、人口調査台帳にもとづいて、捜索の時効年限をもうけずに、逃亡先から、逃げ出したもとの所有者のもとへと引き渡すものとする。また、今後は、何人も他の人の所有する〔逃亡〕農民を受け入れてはならず、自分の所有のもとにおいてはならない。

第10条 もし、誰かが、この君主の法典発布以降に、逃亡した農民や作男、その子供、兄弟、甥を受け入れて、自分の所有のもとに置いたとする。ところが、その逃亡農民を所有していたもとの相続地領主や知行地領主が、返還を求めて訴えた場合。

裁判と取り調べ、および人口調査台帳にもとづいて、その逃亡した農民と作男を、妻子および、刈り入れ前および脱穀された穀物をふくむあらゆる家財ごとに、捜索の時効年限をもうけずに、もとの所有者に引き渡すこと。さらに、この君主の法典発布以降に、逃亡中の農民がその者の所有のもとに住んでいた、あるいは住む予定であった期間に応じて、その相手から、君

28 この「命令」とは、1641年7月23日付けのミハイル帝の勅令を指しており、ここで、捜索の時効年限を逃亡農民は10年、強制運行された農民は15年と決めている。

29 裁判に提出する「和解請願書」については第10章121条を参照。

30 7154～7155年、すなわち西暦1646～1648年に一戸を単位に作成された収税ための台帳。これにより、各戸ごとの収税が可能となった。第8章1条の条文と注を参考のこと。

主の租税³¹および領主の収益〔の補償〕分として、農民一人あたり、年間10ルーブリを徴収し、農民や作男の所有者である訴訟人に引き渡すこと。

第11条 誰かが誰かに対して、逃亡した農民や作男について、〔その所有を主張して〕君主に訴えを行なったが、土地台帳には、その農民とその父が、訴訟人、被告いずれの所有とも記されていなかったとする。ただし、過ぐる154年と155年の人口調査台帳には、その農民が訴訟人、被告いずれかの所有になると記されている場合。そのような農民と作男、人口調査台帳にもとづいて、その台帳で所有者と記されている者に引き渡すこと³²。

第12条 上の君主の命令〔判決〕以降に、相続地あるいは知行地の支配下にある農民の娘が逃亡し、逃亡した後に、誰かの支配下にある債務家僕³³や農民と結婚したとする。あるいは君主のこの命令告以降に、誰かが誰かのもとにいる農民の娘をそそのかして、自分の支配下の債務を負った家僕、農民、作男と結婚させたとする。そして、逃亡した農民の娘のもとの所有者が、その返還を求めて君主に訴え、裁判と取り調べによって、娘が逃亡したこと、あるいはそそのかされたことが確かに立証された場合。

逃亡した農民の娘のもとの所有者に、その娘を、夫とその間にできた子供ともども引き渡すこと。ただし、夫の家財は引き渡してはならない。

第13条 逃亡した娘が、寡夫である誰かの家僕あるいは農民と結婚し、娘と結婚する前にその夫には最初の妻との間の子供がいる場合。その夫の最初の結婚の子供を訴訟人に引き渡してはならない。子供は家僕あるいは農民として生まれたもとの所有者のところにとどめること³⁴。

31 君主の税（государевы подати）とは、ここでは、土地代として定期的おさめるоброк（貢租）、тягло（公課）と異なり、一定の対象や目的のために課せられる直接税のこと。身分に応じてすべての臣民から集め、君主に納められる。なお、農民一家族あたりの年間補償金10ルーブリについては、第11章21条にも同様の規定がある。

32 土地台帳は1626年に作成されたものであり、その後の1646年に、徴税のための人口調査台帳が作成された。双方に領地とそれに属する農民が記されていた。本条は、裁判では、新しい方の台帳によって所有者を決めるとしている。

33 債務家僕（кабальный человек）は、「債務ホロープ」「債務奴隸」とも訳されてきたもので、奉公契約証文（служилая кабала）にもとづいて債務者が債権返済の代わりに、債権者が生きているあいだ奉公することを契約した従属性的な家僕である。第11章23条参照。

34 本条の条件は前条と同じで、その補足になっている。農民の「家財」ともとの妻とのあいだにできた「子供」が、旧領主の財産としては同じ扱いをされている。

第14条 訴訟人が、逃亡した娘が持ち逃げしたもの³⁵の返還を求めて訴えた場合。訴訟人はこれについても裁判を行い、然るべき判決を受けること。

第15条 誰かの所有のもとから農民の寡婦が逃亡したが、その〔死んだ〕夫は土地台帳や土地分与台帳、台帳の抄本、あるいは何かの証書のなかで、逃亡された〔もとの領主〕の所有する農民や作男として登録されていたとする。そして、逃亡した寡婦が、誰か〔別の領主〕の家僕や農民と結婚した場合。

最初の夫が土地台帳、土地分与台帳、抄本、あるいは何らかの証書のなかで登録されている知行地領主に、その寡婦を夫ともども引き渡すこと。

第16条 前条の〔逃亡した〕寡婦の最初の〔死んだ〕夫が、土地台帳や人口調査台帳、またその他いかなる証書の中でも、逃亡された〔もとの領主〕の所有になるとは記されていない場合。

その寡婦は、かの女が〔新たに〕結婚した家僕や農民を所有する者〔領主〕の支配下で生活すること。

第17条 ある者〔領主〕のもとから、その所有になる農民や作男が逃亡し、逃亡中に、その未婚あるいは寡婦である娘を、逃亡先の〔領主〕の債務家僕、農民あるいは作男に嫁がせたとする。しかし後になって、裁判の結果、この逃亡した農民が、妻子ともどもその逃亡以前の〔旧い領主〕に引き渡されることになった場合。

この逃亡した農民や作男とともに、逃亡中にかれが娘を嫁がせた相手の夫もまた、以前の知行地領主に引き渡すこと。

娘の夫と前妻との間に子がある場合には、その〔前妻の〕子を裁判に訴えた〔もとの領主である知行地領主〕に引き渡してはならない。

第18条 そのような逃亡した農民や作男が、逃亡中に、自分の娘を、別の〔逃亡先ではない〕知行地領主あるいは相続地領主の債務家僕³⁶や古参家僕³⁷、あるいは農民や作男に嫁がせた場合。

逃亡中に嫁いだその娘を、その夫とともに、原告〔である逃亡農民のもとの領主〕に引き渡

35 逃亡農民による旧領主財産の持ち逃げ（choc）は、本条で個別の裁判を想定するほど広く行われていたようである。『会議法典』第20章「ホローブ裁判について」では持ち逃げについてはさらに詳細な規定がある。

36 上の第12条の注にあるように、ここでは一時的に債務返済のために家僕となっている者のこと。

37 古参家僕（старинные люди）とは、その土地の領主に代々仕えてきたことにより、家僕（ホローブ）の身分である者のこと。従来の術語でいう「完全ホローブ」に相当する。

すこと。

第19条 誰か知行地領主や相続地領主が、自分の知行地や相続地から、あるいは管理役人や長老³⁸が、未婚であれ寡婦あれ農民の娘を、誰か【他の領主の】家僕や農民に嫁がせるために解放した場合³⁹。

それらの者たちは、未婚であれ寡婦であれその農民の娘に、今後係争が起こったときのために、娘自身あるいはその聴罪司祭の署名を付した解放状⁴⁰を与えること。その農民の娘たちの領外結婚料⁴¹を取り決めにしたがって徵収すること。領外結婚料を徵収した者は、解放状にその名を記すこと。

第20条 誰か相続地や知行地の【領主】のところに、人がやって来て、【自分たちは】自由民⁴²であると言い、その者たちはその【相続地、知行地領主】の支配下で農民や作男として住むことを希望した場合。その者たちがやって来た土地の【領主】は、次のことを尋問すること。すなわち、かれらがいかなる自由民であるか。かれらの生まれがどこであるのか。かれらが誰の支配下で生活していたのか。どこから来たのか。誰かの家僕、農民、作男が逃亡したのでないかどうか。かれらが解放状を持っているかどうかである。

その者たちが解放状を持っていない場合には、知行地領主や相続地領主は、その者たちについて、確かに自由民であるのかどうか真相を究明すること。そして、【かれらが自由民であるという】真相が究明されたのちに、かれらをその年のうちに、モスクワの知行地官署⁴³に登録するために連れて行くこと。カザンの人々やカザンの付属都市の【人々の場合】は、【受け入

38 管理役人や長老（прикащики и старосты）とは、君主の指示で御料地管理のために派遣された役人や国有地の郷の郷長（村長）を指している。つまり、本条は私有地・国有地を問わず、領外結婚が行われた場合の法的手続きを規定している。

39 農民の領外逃亡の原因の主要なものひとつに、結婚のための逃亡があった。本条は、そのような事態を收拾する方法を示している。

40 解放状（отпускные памятни）。本条のとおり、領主が所有する農民の娘を別の領主の家僕・農民に嫁がせるときには、後者の領主は前者に領外結婚料（вывод）を支払い、前者の領主は娘に解放状を渡すことになっていた。なお、次の条項にあるように、結婚の場合でなくても、領主からその支配・所有をはなれたことを記した文書も解放状と言った。

41 領外結婚料（вывод）は、所領の農民女が領外の農民や家僕に嫁がせるときに、元の領主が結婚先の領主から受け取る一種の身請け金。金額は領主間の取り決めによってなされたが、本章第34条の裁判の際の公定額が5ルーブリであり、このくらいが相場だったと考えられる。

42 自由民（вольные люди）とは、領主の死去、領地の荒廃、長年の捕虜生活など様々な理由で、土地台帳や人口調査台帳の上で、特定の相続地・知行地の領主の所有・支配下に入っていない者たちを指す。

43 ここでは、知行地官署（Поместный приказ）が管轄する知行地・相続地の農民の土地台帳（писцовая книга）への登録を指している。

れた農民を】カザンに連れて行くこと。ノヴゴロドの人々やノヴゴロドの付属都市の【人々の場合】は、【受け入れた農民を】ノヴゴロドに連れて行くこと。プスコフの人々やプスコフの付属都市の【人々の場合】は、プスコフに連れて行くこと。

知行地官署において、または地方都市においては総督により、そのような自由民に、上記【の領主の場合】と同じように尋問を行い、その陳述を正しく書き留めること。そして、登録に連れてこられた者たちが、尋問の陳述にしたがって、登録のために連れてきた【領主】に農民として引き渡されることになった場合には、かれらを農民として引き受ける【領主】は、受け入れに際して、かれらの尋問の陳述書に署名をするよう命じること。

第21条 相続地領主や知行地領主が、やって来た者たちの真相を究明することなく、登録のために連れて行ったところ、誰か【他の領主】がその者たちは自分の所有になる農民であると訴えた場合。

裁判と取り調べを行い、人口調査台帳を調べた上で、【訴えの通りであれば】その者たちを、農民として妻子および家財ともども、原告に引き渡すこと。また【原告は】、真相を究明せずに他人の農民や作男を受け入れた者【領主】から、【農民たちが】その所有のもとで生活していた年月の君主の税金や、相続地、知行地領主の収入の分として、1年あたり10ルーブリを徴収すること。それは、真相を究明せずに、他人の【農民や作男】を受け入れることがないようにするためである。

第22条 農民の子供である者が、自分の父や母を否認した場合には、その者を拷問にかけること⁴⁴。

第23条 いかなる身分の者であれ、他人の【所有する】逃亡農民や作男を自らの土地への束縛を図って、かれらから債務証文⁴⁵や多額の貸付による貸付証書⁴⁶を取ったとする。その後、裁判と取り調べによって、逃亡農民や作男の引き渡しを受けた【もとの領主】に対して、貸付証

44 文脈が分かりにくい条文だが、これは逃亡農民の裁判における取り調べの方法を規定したもの。土地台帳、人口調査台帳は戸（дворы）単位で記録されているため、父母がわかれれば、本人が属する（所有されている）領主は容易に判明する。そのため、逃亡農民は尋問で、父母である者をそれと認めず、自分は自由民だと主張するようなケースが裁判でよくあったと考えられる。

45 『会議法典』第10章で扱われているような、借金の際に債権者に渡される、内容、額、返済期限などを記した証文（кабала）のこと。

46 貸付証書（ссудная запись）は、これまで多くの規定があった債務証文（кабала）が日常的な借金であるのに対して、領主などが、自領に逃亡してきた農民・作男に当面の生産手段として、金銭、家畜、穀物などを貸し付けるような場合の貸付証書（借用証）を指している。そこには、貸付額、返済期限、返済方法、返済までの借り手の義務や条件などが記された。返済はおもに穀物や家畜によって行われた。

書や債務証文にもとづいて、〔逃亡農民の束縛を図った者〕が訴えを起こした場合。

そのような貸付証書や債務証文を持つ者に対しては〔裁判を〕拒否し、そのような債務証文や貸付証書にもとづく裁判を行ってはならない。そのような債務証文と貸付証書を信用してはならず、貸付証書や債務証文をそのような者から取り上げて〔知行地〕官署に引き渡し、〔土地〕台帳に登録すること。そして、逃亡農民や作男には貸付金を持たせたまま、元の相続地領主や知行地領主に引き渡すこと。

逃亡農民や作男を受け入れていた者への貸付金の〔返済〕は拒否すること。これは、他人の農民や作男を受け入れてはならず、これに貸し付けてはならないからである⁴⁷。

第24条 相続地領主や知行地領主の所有のもとにある農民に、兄弟、〔男の〕子供、甥などがあり、これらの者たちは人口調査台帳において父や親族者と同じ戸に登録されていたとする。しかし、登録のうちにその者たちが〔もとの戸から〕分かれて、自分の戸を構えるようになった場合。

そのような〔新しい〕戸を未登録にしてはならず⁴⁸、これを予備の戸と称してはならない。また、その者たちが、人口調査台帳では、父や親族者と一緒に登録されているという理由で、知行地官署においてそのような登録⁴⁹をしてはならない⁵⁰。

今後、本年157年9月1日⁵¹以降は、誰それの戸が未登録であるという訴状を君主に宛て出してはならず⁵²、知行地官署では、そのような訴えを受け付けてはならない。なぜなら、過ぐる154年および155年⁵³には、君主の命令にしたがって、大膳職およびモスクワ士族が、十字架接吻の宣誓をして、農民および作男を、あらゆる相続地領主、知行地領主のところに登録しているからである。かりに、真実によらずに〔人口調査台帳への〕登録をなした場合には、再度

47 中小の領主の土地から大領主の土地に農民が逃亡した場合、大領主は農民への貸付によってかれらを自領地に繫縛することが行われ、士族・小士族からはこのような措置を非難する訴えがツアーリに宛てて出されていた。

48 これは、支配下の農民をわざと未登録として、税の支払いを逃れることを指している。

49 知行地や相続地の農民に対する課税のための「人口調査台帳」(переписная книга)は、知行地官署(Поместный приказ)に保管され、戸(двор)が変わることに登録をしなければならなかつた。

50 17世紀の20年代頃から、農民に対する公課(тягло)は、ソハー(соях)という耕地・敷地の広さにもとづく課税から、親族のまとまりである戸(двор)をもとにした課税に漸進的に移行していく(第8章1条参照)。

51 創世紀元7157年のことで、西暦1648年9月1日に当たる。1646年から1648年にかけて作成された人口調査台帳(переписная книга)がこの時にまとめられ、この日付から新しい農民戸の管理体制に移行した。

52 これは、隠された戸を密告することによって、自らの利益をはかる行為を想定している。人口調査台帳完成後にそのような行為を禁止したのは、新しい台帳の信頼性をいったん固めるための政策的なものと考えられる。

53 『人口調査台帳』作成の過程については、本章第9, 11条にも言及がある。

の台帳登録のために〔人が〕派遣され、不正な記録があれば、登録した者は容赦なく罰せられることになっている。

第25条 いかなる身分の者であれ、誰かに対して、自分の逃亡農民およびその農民の家財の〔所有権を求めて〕訴え、訴状において、それらの農民の家財が50ルーブル以上であると記載している場合。あるいはまた、誰かが誰かに対して自分の逃亡農民の〔所有権を求めて〕訴えたが、その農民の家財について、どのくらいの、どのような家財があったのか、また、その評価額を訴状に明確に記載してなかったとする。他方で、被告は、これらの農民たちが自分のところにいると証言せず、十字架接吻の宣誓によって案件を決することになった場合。

訴状にしたがって、これらの農民の代価として農民一人当たり4ルーブルと誓わせ、また明確ではない家財の額としては、それぞれにつき5ルーブルと誓わせること。それ以上の家財については裁判によって決すること⁵⁴。

第26条 被告が、農民について〔自領地内にいること〕は否認しなかったが、家財については、その農民は家財なしで自分のところにやって来たと証言したとする。他方、原告は、自分の農民は被告のところに家財をもってやって来たと証言したが、その自分の農民にどのくらいの、どのような家財があったのか、また農民の家財の評価額を訴状に明確に記載せず、十字架接吻の宣誓によって案件を決することになった場合。

その農民の明確でない家財の額を、十字架接吻では一人あたり5ルーブリとして誓わせること。また、農民については、これを被告から取りあげて、原告に引き渡すこと。

第27条 誰か〔被告〕が、裁判において、誰かの農民について〔自領地内にいること〕否認し、〔そのことを十字架接吻で〕宣誓したとする。ところが、その後になって、不在であることを誓った当の農民が、その者のところにいることが判明した場合。

その農民をその者から取りあげ、訴状にもとづいて、すべての家財とともに、原告に引き渡すこと。さらに、その者が真実によらず十字架接吻の宣誓をなしたことより、これを厳罰に処すこと。市場において3日間その者を鞭打つこと。これは、何の罪により処罰されたのかを、多くの人々とに知らしめるためである。さらに、その者を市場で3日間鞭打ったのちに、1年間牢獄につなぐこと。そして、以後いかなることであれ、その者を信ずることなく、また、誰

54 本条が基礎としている試算では、一人の農民が5ルーブリ相当の「家財」(жизноты)を持って10人を単位として逃亡していることになる。これくらいが『会議法典』が想定している一回の逃亡の規模だったのだろう。

かに対するいかなる〔裁判〕案件についても、その者の訴えを受理してはならない⁵⁵。

第28条 裁判において被告は、〔逃亡してきた〕農民について〔自領にいること〕を否認せず、そのため、裁判によって、被告からその農民を取りあげて、原告に引き渡すことになった場合。

その農民を妻子ともども原告に引き渡すこと。逃亡農民の子供については、かりに土地台帳への記録がなくても⁵⁶、子供たちが父母と一緒に住んでおり、別居でないならば、原告に引き渡すこと。

第29条 被告が裁判において、逃亡農民が〔自領地内にいること〕とその農民の家財〔を保有していること〕を隠したとする。ところがのちになって、被告が十字架接吻の宣誓を行ったときに、自分のもとに農民がいることは証言して、その農民を原告に引き渡したが、他方で、その農民の家財については、それまでと同様にこれ〔の保有〕を隠した場合。

これらの農民の家財も被告から取り立てて、〔被告の〕十字架接吻にかかわらず、原告に引き渡すこと。それは、被告が裁判において、農民とその家財のすべて〔の保有〕を隠していくながら、のちになって農民だけを引き渡し、その家財については横領しようとしたからである。

第30条 知行地領主および相続地領主のもとで、〔その所有する〕農民や作男が、土地台帳、土地分与台帳、土地譲渡台帳および、それらの抄本では、知行地での居住、相続地での居住と別々に登録されている場合。

その知行地領主および相続地領主は、自分の農民を自分の知行地から自分の相続地に移転させなければならない⁵⁷。それによって自分の知行地を無人化させなければならない⁵⁸。

第31条 知行地領主および相続地領主が、自分の農民を自分の知行地から自分の相続地に移転させ、その後に、その知行地が誰か他の知行地領主に与えられたとする。そして、新しい知行

55 十字架接吻についての第14章9条には、十字架接吻で誓った上で偽証した者について、本条を参照しながら、これを厳罰に処すべきとしている。実際、第10章で述べられている裁判における偽証者への処罰にくらべ、本条の刑罰は非常に重いことがわかる。

56 つまり、土地台帳が作成された1628年以降に生まれた子供について言っている。

57 勤務に対して与えられていた知行地は、当時は領主の家族・親族に引き継ぐことが常態化しており、その意味では相続地に近づいてはいたが、場合によっては、領主から取り上げられる可能性もあった。そこでは、知行地と相続地の両方を持つ領主は、財産減少のリスクを避けるために、完全な保有が認められていた相続地に、知行地の農民を移すことが行われていた。本条はそのような行為を禁じたものである。

58 無人化（пустошити）とは、農民の移転、逃亡などによって土地を無人の収益のあがらない状態にすること。領主が自分の農民の知行地から相続地へ移転させることは、国家から見れば財産の減少を意味した。

地領主が、知行地から相続地に移転させられた農民について君主に訴え、それらの農民たちを、相続地から移転させられたもとの知行地へと連れ戻すことを求めた場合⁵⁹。

新しい知行地領主のために、それらの農民たちを、そのすべての家財を刈り入れ前の穀物、脱穀した穀物とともに、相続地から知行地に連れ戻すこと。

第32条 誰かの農民や作男が、別の者のところで仕事に雇われる場合。これらの農民や作男は、いかなる身分の者（領主）のところであれ、証書によるものであれ、証書なしの自発的なものであれ、雇用することができる⁶⁰。

ただし、仕事に雇っている者〔農民や作男〕から〔使用者は〕年季奉公証書⁶¹、貸付証書⁶²、奉公契約証文⁶³を取ってはならない⁶⁴。また、いかなる手段によっても、その者を自ら〔の土地に〕に束縛してはならない。その者が雇われた仕事を終えたときには、これを引き留めることなく、もとに戻させること。

第33条 いかなる身分の知行地領主または相続地領主であれ、そのもとから、また国境の諸都市から、国境を越えてその家僕や農民が逃亡し、外国に留まり、〔その後に〕外国から戻ってきて、かつての自分の知行地領主や相続地領主のところに住むことを望まず、解放⁶⁵を要求した場合。

これらの逃亡した家僕と農民を取り調べたのち、かれらがそこから逃げたところの、かつてのかれらの知行地領主や相続地領主に、かれらを引き渡すこと。かれらに解放を与えてはならない。

第34条 国境近くの諸都市に知行地を与えられた相続地領主や知行地領主のところから、その

59 前の第30条と同じく、台帳には知行地と相続地それぞれについて、別々の農民登録がなされていることを前提にしている。前条によって農民の移転が禁止されているのだから、本条では、国家財産の目減りを防ぐため、知行地の領主の変更に際しては、農民移転がないかチェックするよう新領主に求めたものと解釈できるだろう。

60 ここまででは、実際に日常的に行われていた農繁期や特定の作業に対する一時的な農民・作男の雇用を容認したもの。ただし、本条の主旨は後半の、雇用をきっかけに、各種証文を用いて他の領地に農民を緊縛することを禁じることにある。

61 年季奉公証書（жилье записи）は、債務者がホローブとして一定期間債権者に奉公することを約する証書。

62 本章第23条を参照

63 奉公契約証文（служилые кабалы）は、債務を返済できない場合の賦役の義務を記した証文。債務者が債務返済の代わりとして、債権者に「永久に」（主人が生きている間は）奉公するすることを約する。おもに債権者は土地所有の領主だった。契約内容にもとづく証文はホローブ官署から主人に渡された。

64 これら3種類の証文をとるということは、農民・作男が、雇い主の領主に家僕（ホローブ）として奉公することを意味し、これは、実質的には所有財産の移転と同じことになった。本条は、農民の移転と同様に、そのような知行地領主の利益を損なうことを禁止している。

65 解放（воля）は不自由民としての家僕（ホローブ）の身分からの解放を意味している。

家僕や農民が国境を越えてドイツ人の国⁶⁶およびリトニア人の国⁶⁷に逃れ、様々な知行地領主のもとから、やはり逃亡した女や娘と外国で結婚し、結婚した後に、外国からかつての自分の知行地領主や相続地領主のもとに戻ってきたとする。そして、戻ってきたとき、かつての〔農民と農婦の〕知行地領主同士で訴訟になり⁶⁸、一方は、女や娘について君主に訴え、自分の農婦は逃亡農民と結婚したと主張したとする⁶⁹。他方、〔訴えられた〕被告〔の領主〕は、自分の農民が、逃亡した女や娘と逃亡中に外国で結婚した⁷⁰と主張した場合。

裁判と取り調べにもとづいて、これらの逃亡した家僕や農民について、〔裁判当事者に〕籤を引かせること。そして、籤が当たった者に農民夫婦を引き渡し、娘や女、あるいは男に対する領外結婚料として5ルーブルを相手に支払うこと。それは、二人が逃亡して外国にいたからである。

第12章 総主教配下のあらゆる官署役人と宮廷役人、農民に対する裁判について⁷¹ 本章は3条からなる

第1条 総主教の家産相続地⁷²に居住する、総主教配下の官署役人や宮廷役人、小士族、農民、およびいかなる身分の者たち⁷³に対しても、どのような案件であれ、総主教政庁⁷⁴においてすみやかに裁判を行うこと。なぜなら、歴代の諸君主および遺芳薫ずる全ルーシの大君にして

66 ノヴゴロド・プスコフ地方と国境を接するスウェーデン領リヴォニアを指している。

67 モスクワ国と西方の国境を接する、ポーランド・リトアニア連合王国を指す。

68 本章第19条にあるように、領主の異なる農民の男女が結婚するときには、男の側の領主が女の側の領主に領外結婚料（вывод）を払って、二人ともども自分の所有とした。ここでは、そのような手続きなしに結婚した男女を支配下におく場合の、裁判による解決について述べている。

69 『会議法典』第11章12、15条によれば、自分の支配下の農婦が、他の領内に逃亡してそこで結婚した場合、もとの領主の訴えがあれば、夫と子供ともども、旧領主のもとに返還されるという。ここでは、この条項をもとに自分の農婦と結婚相手の逃亡農民の支配を主張しているのであろう。

70 自分の農民が外国で女と結婚したなら、領外結婚料を支払わずに夫婦ともども支配下に入れるができるという論理であろう。

71 本章は、『会議法典』が規定する「国家裁判」とは権限の異なる、教会人の手による「教会裁判」について触れている。

72 コトシーヒンによれば、総主教はモスクワ周辺や地方都市の大村、郷に7千戸以上の農民を要する総主教家産相続地（патриаршие домовые вотчины），すなわち代々の総主教が相続していく領地を持ち、総主教府の主要な財源のひとつとなっていた（コトシーヒン著作第11章6節参照）。

73 「あらゆる身分の者たち」（всяких чинов люди）とはここでは、総主教相続領地内の修道院・教会に勤める掌院、典院、修道士、司祭、輔祭などのいわゆる聖職者たちを指していると考えられる。

74 総主教政庁（Патриарший двор）とは、ロシア正教会の最高の行政機関であり、モスクワのクレムリ内に庁舎（Дворец）を構え、人事、財務、司法を管掌する諸官署（приказы）と宮内諸庁（дворы）を構え、教会関係の領地をあわせると広大な土地（16世紀末でロシアの全領土の約三分の一）を有していた。本条の「官署役人や宮廷役人、小士族、農民」とは、そのような役所と領地で働く者たちを指している。

ツァーリたる大公ミハイル・フョードロヴィチ帝の治世にあって、このような者たちに対しては、いかなる官署⁷⁵においても裁判を行なったことはなく、このような者に対する裁判は総主教政庁で行われ、総主教が案件を審理して判決を下していたからである。

第2条 総主教配下の官署役人が、何らかの裁判案件において、賄賂、友誼、敵意によって、無実の者を有罪とし、罪のある者を無罪とした場合。不当に罪とされた者は、このような総主教配下の官署役人を君主に対して訴えること。そして、その訴状にもとづいて、当該の係争案件は、総主教政庁の官署から君主及びすべての貴族のもとへと移管すること。

もし、取り調べによって、総主教の裁判官が不当に人を罪としたことが判明した場合。そのような総主教の裁判官に対しては、その不正義ゆえに、君主の裁判官⁷⁶に対するのと同様の〔処罰の〕決定が下される⁷⁷。

第3条 総主教配下の官署役人や宮廷役人、小士族、また総主教領内の農民が、いずれかの官署において、なんらかの案件について誰かに対して訴訟を起こし、一方で被告は、その裁判を離れることなく、その同じ官署において、訴訟人に対して反訴を行った場合。その〔訴訟人に対する反訴の〕裁判は、同じ官署で行うこと⁷⁸。

75 ここでは、通常の裁判が行われる国家機関の諸官署のことを指している。

76 君主の裁判官（государевые судьи）。「君主の」となっているのは、第10章の冒頭に規定されているように、すべての国家裁判は君主の権限であることからきており、さらに第12章1条の最後に示されている「総主教の」裁判と対比されている。

77 具体的には、第10章5条に規定されている不正を行った国家裁判の裁判官に対する罰則を適用するというもの。

78 『会議法典』第10章20条などにあるように、当時は裁判を管轄する官署は、事件の性格、原告・被告の身分、事件の起こった場所によって複雑に分かれていた。総主教支配下の官署においても同様の原則で裁判をすべきことが述べられている。

第13章 修道院官署について⁷⁹

本章は7条からなる

第1条 府主教、大主教、主教、およびかれらの政府の官署役人や宮廷役人⁸⁰、小士族、農民、また修道院における掌院、典院、執事僧⁸¹、財産管理僧、出納僧、一般の修道士たち、修道院の従僕、〔修道院領の〕農民、司祭、教会の教衆⁸²に対する裁判は、どのような案件であれ、君主の本法典が制定されるまでは、宮内官署で行われてきた。

しかしながら、君主にしてツアーリたる全ルーシの大公アレクセイ・ミハイロヴィチ帝は、大膳職、小姓、モスクワ士族、地方都市士族、小士族、ゴスチ、ゴスチ組合、ラシャ組合、他の様々な都市区やスロボダの住民、地方都市の商人やポサード民たち請願にもとづいて、修道院官署を創設することを特に命じられた。すなわち、府主教、主教、大主教、主教、およびかれらの政府の官署役人や宮廷役人、小士族、農民、また修道院における掌院、典院、執事僧、財産管理僧、出納僧、一般の修道士たち、修道院の従僕、〔修道院領の〕農民、司祭、教会の教衆にたいする裁判は、どのような訴訟案件であれ、修道院官署で行うこと⁸³。

第2条 府主教、大主教、主教の政府の官署役人、宮廷役人、小士族、農民、さらに、各地の修道院の掌院、典院、執事僧、財産管理僧、出納僧、長老修道士および一般の修道士たち、修道院の従僕と農民たちが、いかなる身分であれ誰かを、どこかの官署において訴えたとする。すると、その被告が答弁のうちに、自分の訴訟案件をもちだして、訴状をもってその原告に対して訴訟をおこした場合。

そのようにして、被告が、府主教、大主教、主教、掌院、典院、執事僧、財産管理僧、出納

79 本章は前の第12章と一体となっており、第12章で規定した総主教府関係者以外の教会関係者の裁判管轄についてのもの。つまり、総主教府を例外として、その他の教会関係者の裁判を、修道院官署（Монастырский приказ）という新設の官署によって一元的に管轄するための規定である。この官署は、『会議法典』による制定によって1649年から25年ほど存続したが、総主教ニコンなど教会人の批判が強まって、1677年に廃された。

80 ツアーリの宮廷や総主教政府には、本来の業務を担当する官署（приказы）の他に、宮廷や政府内の財務や御用を担当する寮（дворы）があった（コトシーヒン著作第6章参照）。宮廷役人（дворовые люди）はそのような官庁に勤務する下級の役人たちを指している。

81 執事僧（строитель）は修道院・教会の建築や再建のために派遣されてきた修道士を指し、典院（игумен）に代わって、修道院の長として執務をとることもあった。

82 教会の教衆（причет церковный）とは、聖歌隊などを含む、教区全体の教会勤務者の総称。

83 教会関係の裁判と言っても、修道院官署で扱うのは、修道院の経済や修道士、修道院領の役人、農民がかかわる民事問題に限られており、宗教的な「教会裁判」は高僧（高位聖職者）が直接に裁判にあつた。また、強盗、窃盗、放火などの刑事案件は教会関係者であっても国家の官署で裁かれた（コトシーヒン第7章45節参照）。

僧、長老修道士および一般の修道士、さらには、府主教、大主教、主教の政府の官署役人と宮廷役人、小士族、修道院の従僕、農民などを訴えたときには、被告側の訴状にもとづいて、（被告が訴状を提出した官署と）同じ官署において裁判を行うこと。

第3条 総主教、府主教、大主教、主教、修道院、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、およびあらゆるモスクワ身分の者の支配下にある所領管理人や農民が、高僧や高官の⁸⁴相続地および知行地〔にある〕地方都市に居住していたとする。そして、このような総主教、大主教、府主教、主教、修道院、貴族、あらゆる身分〔の勤務者たち〕の配下の地方都市に居住する所領管理人、その家僕、農民に対して、いかなる身分であれ、地方都市在住の者が訴えをなした場合。あるいは、地方都市在住の者に対して、総主教をはじめとする高僧、修道院、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、あらゆる身分のモスクワ在住の〔勤務人〕の配下の所領管理人や農民たちが訴えをなした場合。

その〔訴訟請求〕額が20ルーブリまでであれば、〔その都市において〕裁判を行うこと。〔訴訟請求額が〕、20ルーブリを超える裁判、あるいは相続地、知行地、ホロープに関する裁判案件であれば、地方都市において裁判を行なってはならない⁸⁵。ただし、君主の命令によって、都市の総督のもとに書記官が置かれている地方都市、および、カザン宮廷官署の管轄下にあるヴォルガ下流域の諸都市はその限りではない⁸⁶。

第4条 聖職者および修道士の身分⁸⁷にある者が、〔国家〕勤務者を訴え、その訴状には掌院、典院、財産管理僧、出納僧、長老修道士、司祭、輔祭などの名前が〔訴訟人として〕記されていたとする。そして訴えの旨は、〔勤務者〕が訴訟人を打擲し、名誉を毀損し、強奪し、不法な侵害をなしたと主張した場合。

修道士や聖職者の身分にある者⁸⁸が訴え出たときの取り調べでは、聖使徒の聖伝と教父たちの規則にもとづいて、籤を引くべきであり、十字架接吻の宣誓をしてはならない。なぜなら、

84 「高僧や高官の」(властилинские и боярские) とは、本条の「総主教、府主教、大主教、主教、修道院」が「高僧」に、「貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、およびあらゆるモスクワ身分の」勤務人が「高官」に対応する。

85 このように20ルーブリ以上の訴訟額の裁判は、本章第1条の規定によって、『会議法典』の公布以降は、モスクワの修道院官署で行わねばならなかった。

86 この例外の特記事項は、書記が派遣されて裁判の形式がととのっている大きな都市、および、モスクワから遠い都市について定めていると思われる。

87 聖職者および修道士の身分 (люди духовного чину и монастыри) とは、教会の在俗司祭階層 (白僧) と修道士階層 (黒層) を区別した言い方。

88 修道士や聖職者の身分にある (иноческий и священнический чин) も表現は少しことなるが、黒僧と白僧を区別した上で並べている。

掌院、典院、司祭、輔祭及びその〔十字架接吻における〕代行者は、〔十字架接吻の〕儀式を行うべき者ではないからである⁸⁹。

第5条 上記の訴状に、高僧、長老修道士、司祭、輔祭の名前が記されていたが、また不当な侵害は、かれら〔訴訟人〕の相続地で行われたか、かれらの従僕や農民が仕事で出かけた別の場所で起こった場合。

そのような取り調べでは、籤を引くべきではなく、従僕や農民とともに、かれらに十字架接吻の宣誓をさせること⁹⁰。

第6条 俗人である原告や被告が、裁判を起こし、聖職者の取り調べで籤を引かせたり十字架接吻の誓いをさせるのではなく、総主教、府主教、大主教、主教などの〔高僧〕、聖職者なら聖職者で規則にもとづき、修道士なら修道士の誓いにもとづき相手を尋問して、それをもって結審するよう求めた場合。

俗人である原告や被告には、聖職者や修道士の身分の者を相手どった訴訟において、相手に籤を引かせるか、高僧の尋問を受けさせるかを、自由に選ぶことができる。そして、その選択を記した陳述書には、この俗人に自署をさせること。そして、その方法によって結審とすること。

第7条 あらゆる耕作に従事する者に対する訴えの、その賠償請求案件⁹¹の〔裁判への〕出頭期間は、士族や小士族に対する裁判で定められた出頭期間と同様とすること。なぜならば、ほとんどの案件においては、士族や小士族が、自分たちの農民の代わりに原告になったり被告になるからである。ただし、盜み、強盗、現行犯、殺人の案件は除かれる⁹²。

89 同様の聖職者の十字架接吻宣誓禁止は、1640年の法令に述べられており、本条の内容はその繰り返し。聖職者が証言の宣誓にあたって十字架接吻をしないことについては、『会議法典』第10章161条にも「〔証人が〕掌院、典院、修道士なら、修道士形式の宣誓に従い、長司祭、司祭、補祭は司祭身分形式の宣誓に従うこと」と間接的に述べられている。

90 この場合訴訟人は修道院領の農民や従僕であるので、聖職者に対する十字架接吻の宣誓禁止の適用は受けないということ。

91 損害賠償案件（управные дела）は、損害の回復を求める一般的な民事上の裁判案件のことを指していると思われる。

92 一読すると舌足らずな記述だが、これが踏まえられている1641年の法令で経営的配慮から「耕作者」（農民・作男）が裁判を受けられる期間を10月1日～4月1日の農閑期に限定したものを、本条では撤廃している。その理由として、実質的な農民の所有者である領主（士族・小士族）やその代理人が、実際には裁判を行うという背景があった。その意味で、本条は農民の領主による完全所有の完成、「農奴化」を象徴する文言として重要である。なお、聖職者の裁判を定めた本章の末尾になぜこの条文が入ったのかは不明。

第14章 十字架接吻の宣誓⁹³について

本章は10条からなる

第1条 モスクワ国家のあらゆる身分のロシア人⁹⁴が、いかなる官署における裁判案件であれ、十字架接吻〔の宣誓を〕行う必要が生じた場合。その者、あるいはその者の代わりに家僕が行う場合は、どのような訴訟であれ、十字架接吻は3回〔まで〕とする。

十字架接吻を行う家僕の年齢は20歳〔以上〕とする。20歳に達しない者は、十字架接吻を行なってはならず、そのような者を十字架に近づけてはならない。

そのような家僕がいない場合には、自分自身で十字架接吻を行うこと。

第2条 もし、誰かが自分自身で、あるいはその者の家僕が代理として、さまざまな訴訟において、3回の十字架接吻を行ったとする。そして、その後に、その者に対し訴訟を起こす者があらわれ、あるいは、その者自身が誰かに対し訴訟を起こし、その案件は、十字架接吻によって決することになり、〔相手の〕原告からの訴訟について、あるいは自分の訴訟について、その者が4回目の十字架接吻を行うことを望んだ場合。

そのような案件は、取り調べによって結審させること。十字架接吻によって案件を決してはならない。もし、取り調べたが証拠がない場合には、拷問によって案件の判定を行うこと⁹⁵。

第3条 もし、ロシア人に対して、リトニア人、あるいはドイツ人、あるいはタタール人、

93 十字架接吻の宣誓（крестное целование; вера）については、これまでも軍勤務者の強奪、強姦、殺人事件で証拠がない場合（第7章30条）、軍勤務者からの不法な通行税徴収の件（第9章2～3条）、銃兵に対する訴訟案件（第10章126条）、保管品の補償案件（第10章190条）、逃亡農民の所有案件（第11章25条）などの諸条項で、裁判・取り調べで決着がつかない案件について、最終的に用いられた一種の神意判定の方法である。当時の裁判では、上記の場合以外にも、広く用いられていたと考えられる。本章は、その具体的手続きと考え方を記したものである。

94 「ロシア人」とは、第10章161条の注したように、信仰による社会的地位を指す言葉で、ここでは「正教キリスト教徒」を意味している。

95 裁判による通常の取り調べでも証拠・証言が明らかにならない場合、十字架接吻の他に、裁判当事者（おそらくは被告）を拷問にかけて証言をとる方法があった。『会議法典』では第10章163条にそのような規定がある。イタリアのパドヴァで1680年に刊行されたレイテンフェルスのモスクワ国旅行記に、つぎのような拷問の判決法が記されている。「もし案件が証人や他の証言によって解決できない場合には、案件は宣誓と十字架接吻によって決せられる。さらに、そのような手段によっても証拠とならない場合には、裁判当事者のそれぞれが、鞭打ちに呼ばれる。すなわち、この恐るべき手段によって証拠を得ようというのである。しかしながら、苦痛に耐え、正当にも自白などしなかった相手側に一方が、耐えた痛みに対する多額の金を支払うか、あるいは、もう一方も同じような鞭打ちを受けるか、どちらかによって通常、案件は終結する」[Рейтенфельс 1997: C. 323—324]。

あるいは他のあらゆる外国人が訴訟をおこし、かれらが起こした訴訟において、ロシア人が十字架接吻を行うことになった場合。外国人が起こした訴訟については、その外国人が提訴した官署において⁹⁶、〔被告である〕ロシア人に十字架接吻を行わせること。のために、イコンに十字架を描いたもの⁹⁷を、諸官署で保管しておくこと。

同様に、もし、ロシア人が、外国人に対して訴訟をおこし、外国人が宣誓を行うことになった場合。同様に、同じ官署において外国人に、その信仰に従って、宣誓をさせること。

第4条 もしモスクワ国家の民が、なんらかの件で異国人に対して訴訟をおこし、異国人は、おこされたその訴訟において、原告が宣誓することを認め、原告は、かれがおこした訴訟について、十字架接吻によって決することを望んだ場合。その件については、原告の意志にまかせられる⁹⁸。

もし原告が、自分の訴訟において、十字架接吻を行って決することを望まなかつた場合。あるいは〔反対に〕、異国人がかれ〔モスクワ国家の民〕に対して訴訟をおこしたが、かれはその異国人がおこした訴訟について〔自分が〕十字架接吻を行って決する⁹⁹ことを望まなかつた場合。そして、その上で、かれは異国人との間では、神かけた籤によって、どちらが十字架接吻をするかを決めたいとの請願書を提出した場合。双方に対しては、籤を引かせること。そして、籤が当たった側が〔原告であれば〕十字架接吻をして訴訟請求をかちとるか、あるいは〔被告であれば〕十字架接吻をして罪を免れる¹⁰⁰。

第5条 原告あるいは被告の誰かが、十字架接吻をすること、あるいは自身で十字架のもとへ

96 本条では、ロシア人（正教徒）同士の訴訟の場合、どこで十字架接吻を行ふかについての規定はないが、1625年頃のミハイル帝の命令によると、クレムリの中にあるニコーラ・ゴストゥンスキイ教会（Никола Старый; Никола Гостунский）で宣誓の儀式を行うと定められていた [Законодательные акты, 1987 С.154]。本条はそれ以外の、一方が外国人であるケースについて、教会内ではなく官署内で儀式を行うべきことを定めたもの。

97 どのようなイコンが十字架接吻で使われたかについては、『会議法典』の条文からは明らかではないが、1625年頃のミハイル帝の命令によると、「磔刑と聖書の事件が描かれた十字架」（которой крест будет написан с распятием и з деяньем）のイコンを用いることとなっており[Законодательные акты, 1986 С.123-124]、通常の、「磔刑十字架」（распятие）の図像が描かれたイコンが使われたと考えられる。

98 「原告の意志にまかせる」とは、原告が十字架接吻して勝訴することを意味する。

99 被告が十字架接吻をした場合には、訴訟については無罪となり、被告が勝訴することになる。

100 本条は、『1550年法典』第27条に対応している。さらに、『1497年法典』の第58条の伝統を引いている。

〔家僕を〕導きかねばならなくなつた¹⁰¹が、〔実際には〕その者〔原告あるいは被告〕には家僕がいなかつたり、原告あるいは被告自身が20歳以下、15歳〔まで〕であり、またその者の代理となる者もいないような場合¹⁰²。そのような原告あるいは被告は、自身が20歳に満たないにせよ、自分の意志にかかわらず十字架接吻をしなければならず、十字架のもとへの導きも自身で行わねばならない。ただし、15歳に満たない場合には、誰であれ十字架接吻をしてはならない。裁判におけるその者の代理人¹⁰³が代わりに十字架接吻を行うこと。

人を雇つて替え玉として、十字架接吻を行なわせてはならず、いかなる案件であれ、このような者を十字架のもとに導いてはならない¹⁰⁴。

第6条 十字架接吻の場には、保安のために、士族と書記官補が一人ずつと組合から選ばれた宣誓役人たち¹⁰⁵が立ち会わなければならぬ。

原告あるいは被告が自分たちの訴訟で十字架接吻を行う場合には、9月と10月には昼の第2時から第6時までとし、11月、12月、1月、2月には昼の第1時から第5時までとし、3月、4月、5月、6月には昼の第2時から第7時までとし、7月、8月には昼の第3時から第6時までとする。上記の時間が過ぎたあとや、晩に十字架接吻をしてはならない¹⁰⁶。

十字架接吻を行う原告あるいは被告には、3日間¹⁰⁷の出頭が命じられる。原告あるいは被告の誰かが、請願書も出さずに勝手に、3回目の十字架接吻に出頭しなかつたり、出頭はしたが上記の時間内に十字架接吻をしなかつたり、この時間内に誰か〔代理の者〕を十字架のところに導くことがなかつたりした場合。その者はこれにより罪とされる。

101 「十字架のもとへ導く」の表現は、裁判当事者の本人は十字架接吻をせずに、代わりに自分の家僕に十字架接吻をさせることを意味している。その場合でも、十字架接吻の場には本人が立ち会わねばならなかつた。

102 ここでは、裁判当事者が代理で十字架接吻させる家僕を持たず、かつ、裁判当事者が20歳未満だが15歳以上の場合のケースを規定している。この場合、本章の別の規定によれば、十字架接吻の宣誓が成り立たなくなるからである。

103 裁判の際の保証人を指すと考えられる。

104 裁判当事者に家僕がいない場合、誰かを雇つてこれを家僕と偽つて十字架接吻させるケースである。

105 宣誓役人たち（целовальники）とは、法に従うことを「宣誓」（целовать крест）した者の意味で、ここでは、ゴスチ組合やらシャ組合の商人から選ばれた臨時の裁判役人を指している。

106 十字架接吻の時間と立会人については、1620-1622年の決定 [Законодательные акты, 1986: №. 107] にあり、これが典拠と思われる。ただし、月毎の時間は一致していない。

107 これは、3日連続で出頭する意味ではなく、日をおいて3回ということ。オレアリウスによれば、「宣誓することになった側は、三週間連続で、一週あたり一回、宣誓を行い、教訓と宣誓することは、大いなる危険なことであるという警告を聞かされることになる。」[Олеарий 1986: С.400] と、週一回としている。

第7条 誰かが、誰かを訴えて自分の訴訟請求を求める¹⁰⁸、訴状には、案件に関係する相手〔被告〕の名前と、相手の家僕の名前を書き込んだとする。ところが、被告は自らが指名した自分の家僕に、宣誓をさせようとした場合¹⁰⁹。そのような案件では、訴状に名が記されている被告の当の家僕が十字架接吻をするのであって、被告が裁判で指名した家僕がするのではない。

第8条 原告が被告に対して300ルーブルを超える請求の訴訟を起こし、裁判において被告が原告に、宣誓することを認めた場合には、そのような訴訟においては、被告が承認する〔原告の〕家僕一人だけに十字架接吻をさせること¹¹⁰。〔反対に〕被告が自分の家僕に宣誓を行なわせることになった場合は、〔十字架接吻する被告の〕家僕の選択は、原告の意志に委ねること。

誰かが、誰かを訴えたが、裁判の場を去ることなしに、2通目、3通目の訴状を提出して、様々な訴訟をおこしたとする。一方、被告がこれらすべての訴訟について、自らが宣誓することを引き受けたり、あるいは原告が宣誓することを認め、加えて、この裁判案件は証拠がなく、十字架接吻の宣誓の他に結審させたりすることができない場合。そのような訴訟において、被告あるいは原告はそれぞれの訴訟ごとに、別々に十字架接吻を行うこと¹¹¹。

第9条 誰かが、偽りの十字架接吻をしたり、偽って誰かを十字架のもとに導いたが、取り調べによってそのことが確かに立証された場合。このような者たちには、上述の農民裁判の場合と同様に¹¹²、厳罰に処すこと。

108 本条については、条件部分を「家僕が自分の主人を訴えた場合」とする解釈がある [Соборное Уложение, 1987: С.249][Hellie, 1988: pp. 98-99]。しかし、本条冒頭のкоторые люди の表現は『会議法典』ではモスクワ国家の任意の臣民を示していること（第7章7条、9章19条、10章21条など）、家僕が自分の所有者である主人を訴える状況が典型的ではないこと、本条の典拠と推定される、1628年11月17日付けミハイル帝の「裁判勅令集」（столбовский указ）第12条 [Законодательные акты, 1986: №. 188] では、被告にあたる者が「貴族、士族、すべての身分の者たち」となっており、一般の請求訴訟のケースが推定できること、などから判断して、通常の請求訴訟における十字架接吻による判決の場合と解した。

109 「ブスコフ裁判文書」（117条など）を見ると、訴訟請求の宣誓判定では、まず、被告が十字架接吻の宣誓をして訴訟内容を否定する権利が与えられ、被告がそれを嫌った場合には、原告に十字架接吻の権利を与えることもできた。ここでも、そのような手順が想定されているのではないか。

110 先条と同じく、本条のこの段落部分の出典は、1628年11月17日にミハイル帝が発した「裁判勅令集」（столбовский указ）の第2条であり [Законодательные акты, 1986: №. 188]、高額の訴訟の場合の十字架接吻を規定している。出典と対照すれば、ここでは三人の原告の家僕に分散させて、100ルーブリ分づつ宣誓するのではなく、まとめて家僕一人に宣誓させることを規定していることがわかる。

111 本条この段落部分の規定は、1635年4月以前に出された勅令 [Законодательные акты, 1986: №. 223] に同様の記述が見え、すでに以前に定められていた規定が繰り込まれたと考えられる。

112 第11章27条に、農民の所有をめぐる裁判で偽りの十字架接吻をした者を「厳罰」（жестокое наказание）に処するとして、3日の市場の刑、その後の1年間の投獄、さらに終身の裁判権の剥奪が規定されている。

第10条 聖教父の規則には十字架接吻について次のように記されている¹¹³。もし、キリスト教徒が、根拠もないのに〔別の〕キリスト教徒を十字架接吻の場に連れてきて、十字架接吻をさせ、後者が自分が正しいと、十字架接吻によって〔偽って〕誓った場合。そのように、強制されて〔偽りの〕誓いをなした者に対して、大バシレウスは、その規則第82条によって、6年間の禁足、すなわち教会への出入り禁止を課している。

もし貴人が、偽りの十字架接吻を行ったり、誰か別の者に命じて、偽りの十字架接吻をさせた場合。司祭はそのような者を、神の教会に入れてはならず、そのような者の家に足を踏み入れたり、そのような者の家で聖歌を歌ってはならない。また、司祭が誰かの家で聖歌を歌っているときに、偽りの十字架接吻を行った宣誓人¹¹⁴が入ってきた場合には、その者を家屋内から追い出すこと。

偽りの十字架接吻を行った者に対して、大ヴァシレウスは、その規則第64条によって、10年間の禁足を課している。その間、2年は涙を流して〔改悛し〕、3年は聖書に耳を傾け、4年は拝礼し、1年は信頼できる者と一緒に〔教会の奉事に〕立つことができる。その後にはじめて、神の聖体に与えることができる。

これについては、レオン賢帝の新しい新法72条がある。これによれば、偽って誓った者は、それが発覚したのちに、その舌を切り取ること。

悔い改めを望む者に対しては、司祭はその期間中つぎのような教えを与えること。すなわち、月、水、金曜日は一日一回パンとディルのみ。火、木曜日は一日二回油を使わない粥とする。

そのために、聴罪司祭¹¹⁵はその教えの子に対して、教えをなし、神の畏れを教え込まねばならない。それは、同朋や隣人同士が愛をもって生き、盗まず、壊さず、中傷せず、偽証せず、他人の財産を略取せず、ひとを侵害せず、汚らわしい言葉を発さず、偽りの十字架接吻をせず、神の名において偽の誓いをなさないためである。なぜなら、正教キリスト教徒が虚偽の誤った十字架接吻をなすなら、最終的には、聖なる規則によって破門されるからである。十字架は、淨めのため、知恵の光のため、可視、不可視の敵〔悪魔〕を追い払うために、キリスト教徒に

113 前の第9条が、偽りの十字架接吻（偽宣誓）に対する国家法による刑罰であり、本第10条が、教会法による刑罰を述べている。

114 宣誓人（ротники）のもととなる宣誓（рота）の語は、907年のオレーグ公とビザンチン皇帝との間の協定文にもみえる古い言葉で、信仰する神格に宣誓して、約束を固める儀式を指していた。『会議法典』時代には、すでにこの言葉は廃れ、вера, крестное целованиеなどの語に取って代わられているが、十字架接吻の法的根拠を解説する本条（第14章10条）だけに、教会法を参照する文脈の中で触れられている。本来 ротник は рота（宣誓）をした者という意味だが、「異教的」な語であることから、ここでは、「偽の宣誓を行った者」の意味で用いられている。

115 この個所から、段落の最後の「キリスト殺しと同様である」までは、『百章』（Стоглав）第37章「偽って十字架を接吻しないこと」の章の冒頭から、章の文を半分以上、そのまま借用している。

対してキリストから与えられたものであるのだから。それゆえに、正教キリスト教徒たちは、信仰と真実によって、清い心をもって、尊い十字架に拝礼すべきであり、尊い十字架を畏れと身の震え、清い良心をもって接吻すべきである。そのようにして十字架に接吻した者は自らを淨め、様々な病気や怪我を免れるであろう。他方、信仰によらず、真実によらず偽って十字架に接吻した者は、虚偽の使い手であり、癒されることなく、自らを敵とし、聖書によれば、そのような尊い十字架を貶める者はキリスト殺しと同様である。

十字架接吻の違反の中でももっとも悪質なのは、〔偽って〕聖なる十字架、聖母イコン、その他の聖なる像を接吻することである。これは、預言者ザカリアが、天から地へ降る燃え上がる鎌を見て、「この鎌は何ですか、主よ」と問うたことである。その答えは「神の怒りである、神の手から偽り誓いをなすものへと送られたものであり、炎はそのものを焼き、その者の魂は消えることのない火に引き渡されるだろう¹¹⁶」

あらゆる裁判案件において、十字架接吻に関する聖使徒と聖教父たちの規則からの、以上のような条文の抜粋を書き抜いておくこと。そして、書記官補に命じて、十字架接吻の場において、原告、被告と多くの立会人の前で、この条文の抜粋を声に出して読み上げさせること。これは、十字架接吻について聖使徒と聖教父たちの規則に何が書いてあるかを何人も知っておくためである。

誰かに対して執達吏を差し向けて、1ルーブリかそれ以下の少額の訴訟を行った者は、訴訟請求については籤で決めること。誰かが1ルーブリを超える請求の訴えを行った場合には、そのような訴訟では十字架接吻を行うこと。

第15章 すでに結審した案件について

本章は5条からなる

第1条 誰かが、何かの案件について、府主教、大主教、主教、修道院などと裁判で争ってい

116 この段落の冒頭の「十字架接吻の違反の中でも……」からここまで文は、『百章』第38章の「十字架接吻について神の規則」の冒頭の文からの直接的な借用である。なお、この個所の『会議法典』の原本にも「百章より」(Из Стоглава) という書き込みがある。

たが、これらの高僧たちは、その案件についてその者と和解し、今後その案件について、再び〔その者を〕訴えないことを証文によって確認したとする。ところが、その後になって、〔これらの高僧たちは〕別の府主教、大主教、主教、修道院の掌院、修道院長、財産管理僧¹¹⁷、執事僧¹¹⁸がその地位に就き、以前の案件について再び訴えを起こし、前任の高僧については、その前任の高僧が和解し証文を与えたのは、不当だったと主張した場合。

そのような者の〔再度の〕訴えを信用してはならず、その案件を再審にかけてはならない。その案件は前任の高僧が和解したとおりとすること。

第2条 知行地領主もしくは相続地領主が、〔誰かの〕農民、作男、土地、知行地、相続地内の用益地〔の所有権を主張して〕、誰かと裁判で争っていたが、その案件については相手と和解して、今後その案件を再び訴えないことを証文によって確認したとする。ところが、その後になって、〔当該の〕知行地領主、相続地領主の知行地、相続地が、別の知行地領主、相続地領主に譲渡され、新たな知行地領主、相続地領主が、以前の案件について再び訴えを起こし、以前の知行地領主、相続地領主については、その以前の知行地領主、相続地領主が和解し、証文を与えたのは不当だったと主張した場合。

そのような新しい知行地領主、相続地領主の訴えを信じてはならず、古い案件を再審にかけてはならない。その案件については、以前の知行地領主、相続地領主が和解したとおりとすること。

第3条 知行地領主もしくは相続地領主が、自分の知行地、相続地から、自分の農民や作男を解放して解放文書を与えたが、その農民や作男は、土地台帳には以前の領主の所有として記録されていたとする。ところが、その後になって、当該の知行地、相続領地が別の者に譲渡され、新しい知行地領主、相続地領主が訴えを起こし、以前の知行地領主、相続地領主が解放した農民や作男については、以前の知行地領主、相続地領主がかれらを解放したのは不当だったと主張し、その農民や作男を自分に引き渡すよう求めた場合。

もし、農民や作男が、解放文書を受け取って相続地から解放されたならば、その農民を新らしい相続地領主には引き渡してはならない。

もし、その農民が知行地から解放されたならば、土地台帳にしたがってその農民を新らしい

117 財産管理僧（келарь）とは修道士が住む僧坊（келья）の管理をはじめとして、修道院全体の経済面での管理運営を担当し、典院（修道院長）に継ぐ重要な役職。第10章30条の注も参照。

118 執事僧（строитель）とは、修道院・教会の建築や再建のために派遣されてきた修道士を指し、典院（игумен）に代わって、修道院の長として執務をとることもあった。

知行地領主に引き渡すこと。なぜなら、知行地領主が知行地から農民を解放することは許されていないからである。

第4条 本法典以前には、あらゆる身分の者が関わるすべて裁判案件は、いかなる官署においても、君主の命令と貴族の決定によって結審してきた。そのような〔すでに結審した〕裁判案件について、今後は、再び訴えを起こしてはならない。それらの案件は既に結審したとおりとすること。

仲裁裁判¹¹⁹について

第5条 原告と被告が、自らの意志で合意して、仲裁人たちの裁判を受けに行き、自分たちは仲裁人たちの判決に従う旨の証書¹²⁰を、仲裁人たちに渡したとする。ところが、〔判決が出ると〕かれら〔原告と被告〕は、仲裁人たちの判決に従おうとしなかった場合。かれらからは、君主が定める額の君主の罰金を徴収し、仲裁人たちのためには名誉毀損料を徴収すること¹²¹。

かれら〔原告と被告〕の〔仲裁裁判〕証書にもとづいて、仲裁人たちがその案件を結審したが、原告と被告に対して、仲裁人たちがそれぞれ異なる判決を下した場合¹²²。すなわち、一方の仲裁人は原告を勝訴とし被告を敗訴としたが、他方の仲裁人は被告を勝訴として原告を敗訴とした場合。原告もしくは被告の訴えにもとづいて、その仲裁案件、判決内容、仲裁裁判証書

119 仲裁裁判（третейский суд）とは、民事の案件について、係争者が双方合意して、第10章で規定されているような普通の官署での裁判を受けるのではなく、仲裁人たち（трети）に依頼して裁判を行い、その判決に従うというもの。高額の裁判手数料や長期の出頭、裁判遅延をまぬかれる意味があったと思われる。仲裁人は、係争者双方が良民（добрые люди）から選んだことから、普通は二人からなっていた。本条はそのような裁判の法的根拠を定めたものだが、『会議法典』における扱いの軽さ（民事案件の再審を禁じた第15章の最後の条文として規定されている）からみて、当時は部分的な役割しか果たしていなかったと考えられる。

120 「証書」（запись）は本条で「仲裁裁判証書」（третейская запись）と呼ばれているものと同。係争者が合意の上で作成し、証書には係争者、係争案件、仲裁人、仲裁裁判の条件、不正があった場合に君主の罰金を支払うことなどが記された。

121 本条のここまででは、係争者双方が仲裁裁判を受けながら、その判決に従わない場合の罰則（「君主への罰金」と「仲裁人への名誉毀損料」）を規定することによって、仲裁裁判を私的な紛争解決の方法としてではなく、法体系の中に位置づけたものと解釈できる。なお、仲裁裁判証書は、ここでは係争者の義務を定めた文書の性格をもっている。

122 係争者のそれぞれから推薦された二人の仲裁人が判決を出すことから、判決が一致しないことは当然想定される。この段落は、以下はそのような場合に、官署での通常の裁判への移管（「上告」）手続きと、その後の裁判について規定したもの。

を、仲裁人たちのもとから取り上げ、官署へ引き渡すこと。

[その際に]、仲裁裁判証書に君主の罰金について記されている場合には¹²³、[官署における]裁判の〔決定〕と、〔官署の〕裁判審理に合致する方の仲裁人の判決によって、その仲裁案件を結審させること。一方、事実に基づかず書かれた方の判決については、これを斥け、[そのような判決を書いた]仲裁人を偽りの判決ゆえに処罰するか、もしくは仲裁裁判証書にもとづいて、仲裁人から君主が命ずる額の罰金を徴収すること。さらに、裁判遅滞にともなう滞在費として、裁判が始まった日から結審の日までの期間1日あたり1グリヴナを、仲裁人から徴収して、不当に有罪とされた者に渡すよう命ずること。

ただし、仲裁裁判証書に、君主の罰金について記されていない場合には、その仲裁案件を仲裁人たちのもとから取り上げて、官署へ引き渡すことはできない¹²⁴。

もし、仲裁案件が結審し、双方の仲裁人が、勝訴者と敗訴者について一致した判決を下したとする。ところが、判決で敗訴者とされた者が、君主に対して仲裁人たちを訴え、仲裁人たちは事実に基づかず不当に自分を有罪としたと主張した場合。そのような訴えによって仲裁人たちのもとから案件を取り上げ、官署に引き渡してはならない。なぜなら、かれ〔訴えた者〕は仲裁人たちを自らの意志で選んだのであり、その案件は仲裁人たちが下した判決によるべきだからである¹²⁵。

第16章 知行地について

本章は69条からなる

モスクワ郡における知行地は次の通りである¹²⁶。

123 仲裁裁判証書に記す君主の罰金（государевы пени）とは、誤った判決を出した仲裁裁判官（移管された官署裁判の判決によってそれは判明する）から徴収する一種の違反金の意味をもっており、「罰金」を証書に記すことは、仲裁裁判官の不正をけん制する意味をもっていたことが分かる。

124 証書中の「君主の罰金」についての不記載は、この場合、書類上の不備とみなされ、仲裁人の判決が不一致であっても、係争者は官署裁判に「上告」することはできなかった。その理由は、かりに案件を官署の裁判へ移管して、そこで不正・不当な判決を出した仲裁裁判官（仲裁人）が誰であるか判明しても、証書に罰金の記載がなければ、そのような仲裁人に処罰を与え、官署の裁判での公正さを保証する根拠がないということであろう。

125 本条のこの段落の規定は、正当な手続きによって仲裁人たちが一致した判決を下したときには、係争者の官署裁判への「上告」を禁ずることによって、仲裁裁判の権威を法的に保証したものと考えられる。

126 知行地の配分の法制度を扱っている第16章の冒頭で、モスクワ郡の知行地の勤務身分による割り当てを定めているのは、宮廷を中心にモスクワに勤務する政府にとって重要な勤務者のために、モスクワ周辺の知行地を確保し、適正に配分することが重要な課題であることによる。

第1条 貴族には一人あたり200チェトヴェルチ。宮廷官、ドゥーマ会議書記官には一人あたり150チェトヴェルチ。大膳職、小姓、モスクワ士族、書記官、モスクワ銃兵隊長¹²⁷、筆頭執事と隨行執事¹²⁸には一人あたり100チェトヴェルチ。地方都市から選抜されて〔モスクワで〕勤務している士族¹²⁹には一人あたり70チェトヴェルチ。在府士族、鎧の別当¹³⁰、モスクワ銃兵百人隊長には一人あたり50チェトヴェルチ。宮廷役人¹³¹、小姓、酒運び役¹³²、皇妃御用の小士族¹³³には、知行地による給与基準にしたがって、10チェトヴェルチから100チェトヴェルチまでとする。

第2条 いかなる身分であれ、知行地領主同士が互いに自分の知行地を交換しようとする場

127 モスクワ銃兵隊長（головы московских стрельцов）とは、当時モスクワに20以上あるとされた銃兵連隊（стрелецкие полки）の隊長（полковники）に相当し、各連隊には「1000人ないし800人あるいはそれよりやや少ない数の銃兵が所属していた」（コトシーヒン著作第7章5節参照）。身分の上で、銃兵隊長はモスクワ身分の上位に属し、ツアーリの婚礼に列席が許されるほど高位であった（コトシーヒン著作第1章11節参照）。

128 ここにおける「執事」（ключники）は、宮中の御用を担当する宮内諸寮（дворы）の上級役人の職名。酒精寮（Сытенный двор）、食料寮（Кормовой двор）、パン寮（Хлебенной двор）など各寮に一人置かれる筆頭執事（степенные ключники）は、それぞれの寮が管轄する食物、飲物の受け出しを管轄し、また、什器類の管理も行うと同時に、皇室の正餐や夕食の時には儀礼の定めるとおりに食物、飲物を皇族や臨席の貴族たちに給するよう指揮しなければならなかった。隨行執事（путные ключники）は、各寮に2～4人置かれ、ツアーリが行幸するときに隨行し、あるいは御料地の諸官署において、同様に食物、飲物の管理、食事指揮を執らねばならなかった。身分の上の「執事」はモスクワ身分の上位であり、モスクワ士族と同等であった。（コトシーヒン第6章2～4節参照）

129 地方都市で選抜されモスクワで勤務する士族（дворяне）は、宮廷でツアーリの近衛部隊を形成していた。

130 鎧の別当（стремянные конюхи）は、宮中の主馬寮（Конюшенней двор）の役人で、ツアーリが行幸したり、修道院・教会を訪問するとき、鞭を手にしてツアーリのうしろに随伴し、下馬するツアーリを助けたり、ツアーリの馬を抑え引いたりする。その数はおよそ50人で、二組に分けられて半年ずつモスクワに居住し、4～5人が交替で一昼夜ずつ宮中の厩舎に勤務していた。（コトシーヒン著作第6章6節参照）

131 宮廷役人（дворовые люди）については第13章1条の注を参照のこと。

132 酒運び役（сытники）は、皇室御用の酒精寮（Сытенный двор）の役人で、ツアーリの飲物や器物を運んだり、ツアーリの夜の外出に蠟燭をもって同伴したりする役職で、当時の宮廷に約50人いた（コトシーヒン第6章2節参照）。

133 皇妃御用の小士族（дети боярские царицына чину）は、コトシーヒンによれば、「さまざまな用事で貴族婦人の使いに出たり、皇妃の外出のお供をしたり、皇妃の警護と護衛のためヴェルフ宮の下の階に一昼夜交替で宿直をする」（コトシーヒン著作第2章20節）。皇妃づきの小士族の数は100名前後で、一年に3ヶ月づつ交替で勤務し、残りの期間は自分の知行地で過ごした。モスクワ宮廷での3ヶ月の勤務月のことを「在府の月」（жилые месяцы）と呼んだ。

合¹³⁴。自分たちが交換した知行地の登記を求める君主に宛てた請願書を作成し、〔双方が〕署名した上で、その請願書を〔モスクワの〕知行地官署に提出すること¹³⁵。

第3条 あらゆる身分のモスクワ勤務者が、あらゆる身分のモスクワ勤務者、地方都市士族、地方都市小士族、外国人などと知行地を交換するときには、1 チェトヴェルチ対1 チェトヴェルチの割合で、有人地は有人地と、無人地は無人地と交換し、また有人でなくなった土地は無人地と交換すること¹³⁶。互いに交換した知行地については、双方が合意して、双方が署名した請願書によって、登記を行うこと。

もし、交換が不等価交換となり、どちらかが、わずか数チェトヴェルチでも余計に手に入れた場合。双方が合意した請願書によって、そのわずか数チェトヴェルチ〔の土地〕もそれぞれの所有として登記すること。

第4条 知行地領主や相続地領主が、自分の知行地や相続地を、修道院の掌院、典院、執事僧、修道士たちを相手に、その修道院の相続地と交換したとする。そして、そのような知行地領主や相続地領主、あるいは掌院、典院、執事僧、修道士たちが、交換した土地の登記について、君主に宛てて請願を行った場合。

双方が合意して署名した請願書によって、交換した土地をそれぞれの所有として登記すること¹³⁷。

第5条 いかなる身分であれ知行地領主や相続地領主が、互いに、相続地を知行地と、あるいは

134 勤務者に与えられる知行地があちこちに散在することが多かったことなどから、十六世紀から、知行地領主同士の交換が頻繁に行われていた。第2～7条はこのような知行地の交換に関する条件を定めたもの。

135 知行地交換の手続きは、一方の領主が交換の許可を求める君主宛の請願書作成し、当事者双方が署名したのちに、知行地官署に提出された。そのような請願書（челобитные）は土地交換文書（меновые）とも呼ばれた。君主の許可が下りると、それをもって知行地官署にて「登記」（роспись; росписка）を行い、印章手数料・署名手数料などの税金を払って手続きが完了した。手数料については、第10章114条への注（連載（2）注152, 153）を参照のこと。「登記」とは、土地台帳（писцовые книги）に土地交換文書（請願書）の内容を記すこと。

136 知行地はこれからあがる産物が領主にとっての収入になることから、これを耕作するそこに農民・作男がいるかどうかは、土地の価値を決める重要な条件だった。有人地（жилое）と無人地（пустое）は対立する概念。有人でなくなった土地（нежилое）は、敵軍の掠奪などによって農民が逃亡して無人となった土地のこと。

137 1636年の法令では、知行地と相続地の交換は禁じられていたが、この第4条と次の第5条によってそれが可能となった。一般には、知行地と修道院相続地との交換は、分散した知行地の解消のために行われた。

は、知行地を相続地と交換したとする。そして、しかるべき請願によって、このかれらの土地を、すなわち知行地を相続地として、相続地を知行地として登記するよう、請願書を提出した場合。

双方が合意した請願書によって、その土地は、上記〔請願書〕に記されているとおりに、それぞれの所有として登記すること¹³⁸。

第6条 誰かが誰かと知行地の交換を行い、あるいは誰かが自分の相続地を〔他人の〕知行地と交換し、そのような交換文書によって、交換した土地〔知行地〕を所有したとする。ところが、知行地官署への登記は行わないまま、双方のうちの一人が死亡し、もう一人が残され、〔その時になって〕残された者が、交換した土地の登記の請願を行った場合。そのような土地交換の登記を受け付けてはならない。当事者が死亡した後は、その者の所有として交換した土地を登記してはならない¹³⁹。

第7条 誰かが、農民が住んでいる自分の知行地や相続地を交換して〔得た土地を〕登記するために、君主に宛てて請願したとする。そのとき、自分の有人の知行地や相続地を、無人の知行地や相続地と交換したが、〔もとの〕自分の有人の知行地に住んでいた農民については、もとの自分の知行地から、〔交換した〕新しい自分の知行地へ移住させると〔請願書に〕書かれている場合。

〔当事者双方が〕署名した請願書にしたがって、このような知行地や相続地を登記すること¹⁴⁰。

第8条 誰かが、勤務を引退した老齢の士族や小士族、老齢の寡婦の扶養のために与えられた知行地について君主に訴え、その知行地を自分たちに与え、それら士族、寡婦の扶養のための知行地については、生活分として、かれらに与えることを命じるよう求めた場合。

138 知行地と相続地の交換が可能になったことについて、コトシーヒンは次のように述べている「もし誰かと知行地を知行地と、知行地を相続地と交換することを望むならば、有人地を無人地と替えようとも、あるいは無人地を有人地と替えようとも、あるいは同じ種類の土地同士で交換しようとも、請願書を出せば許される」（コトシーヒン著作第7章8節）

139 前条で述べられている、知行地と相続地の交換の許可に対して、手続きの不備がある場合は許可しないという例外規定。第16章には、土地の取引、交換、譲渡における手続きに関する規定が多く、当時の土地所有をめぐる裁判の争点になっていたと思われる。

140 本章第3条の等価交換原則への条件付き追加条項で、有人地と無人地の交換も許可し、その場合の条件（農民の移籍）を示したもの。

訴訟人の所有のもとに、知行地を生活分として¹⁴¹【与える】訴えは斥けること。かれら〔老齢の士族や寡婦〕に知行地を生活分として与えてはならない¹⁴²。

第9条 老齢のために叔父が甥に、兄が弟に知行地を譲渡したとする。そして、〔その手続きの際に〕譲渡証書や登記のための請願書には、甥が叔父を、弟が兄を生涯にわたって扶養すると書かれていたとする¹⁴³。ところが、その後、叔父が甥を、兄が弟を訴えて、かれら（甥や弟）は自分たち扶養せず、知行地から追い出して、農民に自分の言うことを聞かないよう¹⁴⁴に命じたと申し立てた場合。

このような甥や弟から譲渡された知行地を取り上げ、これを、それまでの所有者に与えこと。〔訴えられた者が〕自分の証書を提出しても、それは証書と見なしてはならない。

第10条 寡婦や未婚の娘が、自分たちの扶養分の知行地¹⁴⁵を誰かに譲渡したが、それは知行地を譲渡された者が、〔自分たち寡婦や娘を〕扶養または結婚させるためであった場合¹⁴⁶。自分たちの知行地を譲渡した相手から、自分たちを扶養または結婚させるということについての、相手が署名した証書¹⁴⁷を取ること。

141 生活分として与える（дати в пожитъ）とは、引退勤務者や勤務者の寡婦に対する知行地給与の一形態で、本人の老後の生活のためにだけ知行地が与えられ、本人が死んだり修道院への隠居すれば、その子や親族が引き継ぐことはできなかった。この場合、訴訟人（他人の場合もふくめ）が知行地の所有者となり、自分の管理のもとに生活費分の知行地を老齢の勤務人、寡婦に渡し、その死後（剃髪後）には、知行地は完全に訴訟人の所有となる事態を想定している。

142 ここでは、所有者の老齢を理由にした、他人による一種の知行地の略取を想定して、それを禁じたもの。これによって、知行地の所有は領主がどのような境遇であれ終身保障され、死後の配分については第16章でケースごとに細かく定められている。

143 知行地領主が老齢のために、家族・親族に知行地を譲渡する（здати）ことは行われていた。その際には、死後の所有権の受け継ぎと同様、譲渡したい旨の請願書を君主に宛て作成しなければならないが、同時に、当事者が生きていることから、土地取引と同様、譲渡の内容や条件を記した譲渡証書（здаточная запись）を書く必要があった。なお、本条には実の子に譲り渡すというもっともあり得るケースについては書かれていないが、実の子の場合には、このようなトラブルはあまり考えられないということなのだろう。

144 知行地を譲渡した老齢の者の扶養を保証するために、知行地の一部の農民は依然としてその者の管理の下に入っていたことが考えられる。

145 知行地領主の死後、その妻や未婚の娘にその扶養のために、知行地の一部（扶養分の知行地 поместье прожиточное）が与えられることについては、第16章30～31条とそれ以下の条項を参照のこと。

146 前条と同じく、生きているうちに所有する知行地を譲渡するケースだが、譲渡者は死亡した夫（父親）から知行地を受け継いだ妻（娘）の場合を想定している。

147 これも、前条と同じく、譲渡の内容や条件を記した譲渡証書（здаточная запись）の一種であり、トラブルを防ぎ、後日の裁判にそなえためである。

寡婦や未婚の娘が、知行地を譲渡したのちに、君主に訴えて、知行地を譲渡した相手が、自分たちを扶養せず、結婚もさせせず、扶養分の知行地から追い出したと申し立てた場合。その訴えにもとづいて命令を発して、この寡婦や未婚の娘の扶養分の知行地を相手から取り上げ、寡婦や未婚の娘に、以前のとおり、その扶養のために与えること。

相手がなにか証書を提出しても、それを証書と見なしてはならない¹⁴⁸。

第11条 未婚の娘が一定の年齢、すなわち15歳に達したときには、娘は〔自らの〕扶養分の知行地を譲渡することができる。

誰かが〔未婚の〕娘の扶養分の知行地について君主に訴えを行い、娘にはその者に扶養分の知行地を譲渡することになっていると申し立てたが、娘がそのとき15歳に満たない子供であった場合。そのような訴訟人を信じてはならず、娘の扶養分の知行地を、訴訟人のものとして登録して¹⁴⁹はならない。

第12条 いかなる身分の者であれ、譲渡文書にもとづいて知行地を所有していたが、かれらはその知行地について君主に宛てた請願書を提出せず、また知行地官署で、その知行地をその者の所有として登録していない場合。

それらの知行地をそのような者から取り上げ、〔その所有を求めている〕者たちに分け与えること。なぜなら、そのような者は、君主の命令¹⁵⁰なしに、譲渡文書のみにもとづいて知行地を所有しているからである¹⁵¹。

第13条 あらゆるモスクワ身分の〔勤務〕者や地方都市士族、小士族、外国人などの領主死亡の知行地は、命令が定めるとおり、その妻には扶養分を、子供には実際の土地を与えること。妻への扶養分と子供への実際の土地分与がなされて、まだ知行地が余ったときには、知行地を持たない親族や知行地の少ない親族に与えること。親族に知行地を持たない者や知行地の少ない者がいない場合には、モスクワ身分の者の知行地は、同じくモスクワの者、ないし地方都市

148 相手の署名した譲渡証書をとってあれば、裁判で別の証書が相手方から出されても採用しないということ。

149 ここでの登録（справливати; справка）とは、譲渡を取り決めたのちに、その旨を知行地官署に通知し問い合わせる手続きのこと。同時に、君主に宛てた請願書を作成、提出し、譲渡の許可を受けてから、土地台帳記載変更の登記（росписывать; расписка）を行い、手数料を支払ってはじめて手続きは完了する。

150 土地譲渡についての請願書に対する君主の許可を指している。

151 前条の注に示した手続きの過程において、当事者同士の一種の契約書として譲渡文書（здаточная запись）が作成された。ただし、これはいわば私文書であり、この文書だけにもとづいて知行地を所有することはできなかった。

士族、小士族のほかの一族に与えるが、地方都市士族、小士族の知行地は同じく地方都市士族、小士族、ないし君主が指名するあらゆるモスクワ身分の他の一族に与えること¹⁵²。

第14条 外国人の知行地は、知行地を持たない外国人や知行地の少ない外国人に与えることができるが、外国人の知行地を外国人以外の誰にも与えてはならない。ロシア人の知行地を、外国人に与えてはならない。

第15条 誰かが法を犯して4番目の妻と結婚し¹⁵³、その妻との間に子をもうけた場合。その者の死後その4番目の妻、またその者と妻との間に生まれた子には、かれの知行地と相続地を与えてはならない。

第16条 モスクワ身分の者、地方都市士族、小士族、外国人などの死後、妻が子供を持たず残されたが、夫の死後に知行地や購入した相続地は妻に残されず、妻が扶養分を受けとる土地はなにもないとする。しかし、夫が軍務の恩賞として受けた相続地と、父祖伝来の相続地が残された場合。

夫に先立たれた妻には、軍務恩賞の相続地からは、裁量の上で、生きている限り扶養分を与えること。ただし、その寡婦は軍務恩賞の相続地を売ってはならず、抵当に入れてはならず、魂の救済のために〔修道院に〕寄進してはならず、自分の持参金として文書に記してはならない。

その寡婦が嫁に行くとき、剃髪するとき、死んだ時には、親族の中でその相続地により近い相続者に、そのような相続地を引き渡すこと。

第17条 寡婦が自分の知行地と娘の知行地を持って嫁ぐことに合意し、寡婦を嫁に取る場合。

婿には寡婦の分の土地を与えること。あるいは娘を嫁に取る者には、娘の分の土地を与える。娘が残れば嫁に行くまでその知行地を所有するのは娘である。娘もまた自分の土地を持って嫁に行く。

第18条 外国人の妻であった寡婦が婚姻に合意し、士族あるいは小士族に扶養分の知行地を持って嫁いだ場合。相手が知行地を持っていなくても知行地領主であっても、その扶養分の知行地は、彼女たちが婚姻に合意した相手のものとして登録すること。

152 これまでの知行地領主の生前の譲渡ではなく、領主が亡くなったとの、知行地の所有権の受け継ぎ、配分について、原則を述べたもの。第16章の以下に、妻や子供、親族などそれぞれのケースに応じて各論的な条文が続いている。

153 教会法によれば、正教徒は3回まで結婚できたが、4回目の結婚は非合法とされた（例えば『百章』第23章参照）。

第19条 扶養分の知行地を持った士族の寡婦、あるいは小士族の寡婦が洗礼を受けた外国人と婚姻を結ぶ場合、その寡婦が自分の扶養分の知行地を持って洗礼を受けた外国人に嫁ぐことは自由である。

第20条 寡婦あるいは未婚の娘が自分の扶養分の土地を持って婚姻に合意する相手は、その扶養分の知行地の登録について結婚前に君主に請願しなくてはならない。結婚前に自分のものとしてそのような扶養分の知行地を登録しない者、その扶養分の知行地について、結婚後君主に請願しようとする者は、その扶養分の知行地はかれのものとして認められず、裁量の上で知行地を持たない親族、知行地の少ない親族に与えられる。親族に知行地を持たない者、知行地の少ない者がいない場合、そのような知行地は、その知行地について君主に請願しようとするほかの一族の請願者にも与えられる。

第21条 寡婦が士族、小士族に自分の扶養分の土地を持って嫁ぎ、夫が妻の扶養分の知行地を登録する際、自分の古い父祖伝来の知行地をその中に隠し、夫が妻の扶養分の知行地を取った後で死亡した場合、その扶養分の知行地は、以前と同様にその扶養分の知行地を持参した妻に与えられる。請願者が夫の古い隠された知行地に対して、扶養分の知行地のことでそのかれらの妻を訴えた場合、そのような請願者は拒否されるべきであり、夫の古い知行地の隠のために、妻の扶養のための知行地を妻から没収してはならない。

第22条 士族や小士族がスモレンスクでの君主の軍務¹⁵⁴中に死亡し、母と妻が子、息子、未成年の子供たちとともに残されたとする。その士族や小士族の知行地で、実際に分与された土地¹⁵⁵は、40チェトヴェルチ、50チェトヴェルチ、60チェトヴェルチ、70チェトヴェルチ、80チェトヴェルチ、100チェトヴェルチと少なく¹⁵⁶、その知行地から夫の死後、子供たちの分を配分せずに、妻への扶養分として与えられ、子供たちはそのとき未成年の3歳から4歳であったとする。〔その後に〕寡婦〔である妻〕が、自分の扶養分の知行地を持って嫁に行き、妻の扶養分

154 「スモレンスクでの君主の軍務」(государева служба под Смоленском)とは、1632～1634年に、モスクワ国家が、ポーランド（連合王国）の支配下の旧西方領土回復を目指し、スモレンスク奪還を狙った包囲戦のこと。作戦失敗や士族の戦線離脱などのため、モスクワ軍は多くの死傷者を出して降伏した。

155 「実際に分与された土地」(дача)という表現は、当時の連隊勤務の地方都市の士族・小士族には、身分による基準額の土地がそのまま給与されることはまれで、実際はそれより少ない土地しか与えられていなかった（給与基準の5～40パーセントしかなかったという推計もある）ことが背景にある。

156 連隊勤務の地方都市の士族の知行地による給与基準は、およそ100チェトヴェルチと考えられていた（『会議法典』第7章8条参照）。それにくらべて、実際のに与えられた土地（дача）が少なかつことを例示している。

の知行地以外に夫の分として他の知行地があるが、未成年の子供たちが幼かったために、母がかかれらの知行地を持って嫁に行ったことについては訴えがなされなかつたとする。そして、今になって子供たちが¹⁵⁷、父の知行地を自分たちに渡すよう君主に訴え、また父の知行地は、母親の再婚相手のもとにある場合。

母親の再婚相手が知行地を持たない者であっても、〔母親が持参した知行地を〕取り上げて、子供たちに引き渡すこと。

第23条 領主の死後に、その知行地が、妻と子、もしくは妻と継子、もしくは妻と甥に与えられたとする。ところが、その時には、子、継子、甥は幼く、またかれらの代弁をしたり代理で君主に訴える者がいないため、その知行地の配分においてかれらが損害をこうむり、成年に達したのちに¹⁵⁸、この損害について〔かれらが〕君主に訴えた場合。かれら〔子、継子、甥〕と、かれらが訴えた相手〔故人の妻〕との対審を設け¹⁵⁹、よく取り調べを行つてから、その知行地を再配分すること。

第24条 士族や小士族が、荒廃した諸都市に、父親から受け継いだ知行地を持っていたが、その者が新たに知行地を与えるよう君主に訴えた場合¹⁶⁰。その者は荒廃した都市にある古くからの父の知行地を、隠さず届け出なければならない。古くからの知行地を隠していない者であれば、その古くからの知行地が全く無人で、勤務の役に立たないこと¹⁶¹を調べたのちに、その者に新たに知行地を与えること¹⁶²。

157 スモレンスク包囲戦当時、子供たちが「3歳から4歳であった」とすれば、『会議法典』成立時には、軍勤務可能な18歳の成人年齢（第7章17条参照）には達しているわけで、自ら訴えができるような歳になつたことを指している。

158 第16章54条で同様の場合に、15歳に達したときに対審を行うことができると定めており、ここでも15歳以上を「成年」（в возрасте）と考えているのだろう。

159 領主が死亡したあとでの知行地の所有については、請求者同士の対審によって定めることについては、第16章54、59条でも記されている。

160 当時の南方や北西の国境地帯では、隣国の襲来などにより荒廃した都市が多く存在した。戦乱がやや落ち着いた十七世紀30年代には、軍勤務者を確保するために、それら一帯を知行地として再配分する政策がとられた。

161 士族や小士族などの軍勤務者は、基本的には給与された知行地からの収入（дани）によって生活していた。知行地が無人であれば、収入はあがらないことになる。

162 この第24条から第28条までは、新しい知行地を受ける際に、以前に受けていた知行地を隠匿する領主への対策についての条項であり、戦争、掠奪・捕虜、疫病、火災などの混乱にともなって、国家（知行地官署）が把握できない土地が多く存在し、あらたな知行地の開発・再配分の際に、そのような土地が大量に隠匿されたことが背景となっている。

第25条 誰かに知行地が新たに与えられたが、その際に、その者は、父親の知行地あるいは以前に与えられた本人の知行地を隠していたとする¹⁶³。そして、その者を訴える者¹⁶⁴があり、取り調べの結果、父親の知行地、あるいは以前に与えられた本人の知行地を、その者が隠していることが、確かに立証された場合。

その者からは、父親の知行地、あるいはかれが隠した知行地に相当するチェトヴェルチ数〔の面積〕の土地を、訴訟人が君主に訴えた土地とは別の知行地から取り上げて¹⁶⁵、それを訴訟人に与えること。

第26条 誰かが、偽って、知行地を隠している者がいると君主に訴えたが、訴訟人は、その偽りの訴えによって知行地を不当に奪おうとして、故意に虚偽の訴えをなしたことが、取り調べによって確かに立証された場合。

そのような訴訟人は、その虚偽の訴えゆえに、かれによって偽って訴えられた者に対して、裁判遅滞にともなう滞在費を、虚偽の訴えを行った日から結審した日までの期間、一日あたり2グリヴァを支払うこと。それは、誰も人に対して虚偽の訴えを行わないようにするためにある¹⁶⁶。

第27条 士族や小士族が、古くからの自分の知行地が未登録であるので、これを自分の所有として登録するため、その登録手続きをしたいとの訴え〔請願〕を行ったとする。そして、その訴えの一日前にせよ、当該の未登録の知行地〔の所有を〕主張する別の訴えがなかった場合。訴えを行った者の所有として、古くからの未登録で隠されていた知行地を登録し、それまでの知行地の一部として、給与基準の一部に繰り入れること。この土地を隠したままにしてはならない¹⁶⁷。

163 ここでは、上の第24条とは異なり、無人ではない役に立つ知行地の隠匿について規定している。

164 ここでは、当該の知行地に利害関係を持つものの告発（密告）を指している。

165 不明なところがあり得る隠匿知行地ではなく、知行地官署が把握している本人の知行地を優先的に取り上げるという、事務効率化のための措置だろう。

166 前の第25条で想定されている事案について、誣告の場合を罰則を定めている。『会議法典』第10章の裁判にかんする諸条項では、誣告に対しては、鞭打ち、君主の罰金、裁判手数料の倍額取りたてなどそれなりの処罰がなされていたが、ここでは、裁判経費の負担にとどまっている。このようにことさら軽微な罰が示されていることは、知行地隠匿については告発（密告）を積極的に奨励したことのあらわれと推測できる。

167 隠匿した知行地について自ら申し出れば罪を問わず、知行地の一部として認めることによって、隠匿知行地の登録を促進させるための条項。

第28条 もし、未登録で隠されていた知行地について、〔登録手続きについての〕訴え〔請願〕の一日でも前に、〔その知行地の所有を主張して〕訴えた者がいた場合。従来の法令集にもとづいて¹⁶⁸、その者から未登録で隠されていた知行地を取り上げ、訴訟人に引き渡すこと¹⁶⁹。

第29条 士族と小士族が、10年、15年、20年、25年、それ以上の間、捕虜となっており、その者の父親や本人自身の知行地が、その者が捕らわれていて不在の間に、分配されたとする。そして、その者が〔帰還して〕、父親や本人自身の知行地を引き渡すように君主に訴えた場合。

この捕虜に対しては、分配された土地から、父親や本人の知行地を裁量の上で引き渡すこと¹⁷⁰。

第30条 士族、小士族、もしくは君主の連隊勤務についていた外国人を、〔敵の〕軍人が殺害した場合。

かれらの妻に、かれらの知行地から、100チェトヴェルチにつき20チェトヴェルチを、かれらの給与基準から、扶養分として与えること。かれらの娘には、100チェトヴェルチにつき10チェトヴェルチを与えること¹⁷¹。

第31条 士族、小士族、もしくは外国人が、君主の連隊勤務において死亡した場合。

かれらの妻に、かれらの知行地から、かれらの給与基準から、扶養分として100チェトヴェルチにつき15チェトヴェルチを与えること。かれらの娘には、100チェトヴェルチにつき7.5チェトヴェルチを与えること。

第32条 士族、小士族、外国人が故郷で、勤務についていない時に死んだ場合。

かれらの知行地から、給与基準からの扶養分として100チェトヴェルチにつき10チェトヴェルチをかれらの妻に与えること。かれらの娘には、100チェトヴェルチにつき5チェトヴェルチを与えること。

168 「従来の法令集にもとづいて」 (по прежнему уложеню) とは、具体的な法典を指すわけではなく、これまでの法慣習に従ってということ。

169 前条と同様の主旨で、隠匿知行地の登録を引き延ばした場合には、土地の取り上げがあり得ることを独立の条文によって示すことによって、登録の促進をはかったもの。

170 本条は、1636年に発布された、帰還捕虜の旧知行地回復請求の時効を10年とした法令を見直し、10年以上経って請求がなされた知行地についても、「裁量の上で」(旧知行地の現状を考慮に入れて)返還がなされ得ることを定めたもの。

171 第30～32条の条文は、死亡した勤務者の妻と娘に対して、その扶養分 (на прожиток) として、どの程度の知行地を与えるべきかの基準を示したもの。

第33条 〔軍勤務者の〕死後、その知行地が、まだ軍籍に編入されていない子供たちに与えられたが、その子らが軍籍未編入のまま死亡し、かれら〔その子ら〕の妻と娘が残され、この妻と娘が、自分のための扶養分をかれらの知行地から与えるよう、君主に訴えたとする。ところが、取り調べによつては、かれらの父親の給与基準の額が明らかにされず、また、かれらの父親は君主の軍勤務中に殺害されたか死亡していた場合¹⁷²。軍籍に編入されていない者が死亡して残された妻と娘には、かれらの知行地から、扶養分として、上、中級の新規勤務者給与基準に対する土地を与えること。

かれらの父親が故郷で死亡した場合には、中、下級の新規勤務者給与基準に対する土地を〔扶養分として妻と娘に〕与えること¹⁷³。

第34条 士族と小士族が2人か3人の息子を持っており、これらの士族と小士族が、自分の知行地を年少の息子の所有として登録し、年長の息子には、独立の勤務登録を行つた¹⁷⁴とする。すると、独立の勤務登録された〔年長の〕息子たちが、弟を君主に訴えて、実際に分与された自分たちの知行地は、狭小で新しい土地なので、父親の知行地を兄弟全員に与え、有人と無人の土地を、チェトヴェルチ単位で計測して分割して与えることを命じるよう、君主の恩顧を求めた場合。

訴訟人の訴えにもとづいて、かれらの父親の知行地と、かれらが実際に分与された新たな土

172 勤務者に知行地を給与して軍籍に編入する手続きは、平時にはめったに行われず、長いときには20年に一度というときもあり、また戦時にはまったく手続きが行われなかつた。そのため、軍籍未編入（нестаный）のまま、勤務者である父親の知行地から収入によって、息子が軍勤務することは普通に行われていた。そのような者が戦争などで死んだ場合、給与基準（оклад）を受けていないので、たとえ、父親から受け継いだ知行地があったと、その妻子の扶養分の知行地を上の第30～32条からは算出することができない。本条はそのために定められた条文。

173 軍勤務者であった父親（妻にとっては舅）給与基準（оклад）が明らかであれば、おそらく第30～32条が適用されるところだが、それも不明な場合には、新規に軍勤務に編入される者の給与基準額をもとに算定している。ちなみに、1628年における新規勤務者の給与基準は50～200チェトヴェルチだった。なお、本条では、第30～32条にならって、父親の死に方によって、妻・娘扶養分の知行地について、二つのランクを設けている。

174 「独立の勤務登録を行う」（написати кого-л. в отводе）とは、父親が自らの知行地を引き渡すことによって、息子を軍勤務に登録するのではなく、息子が新たに独立の知行地の給与を受けることで軍勤務者となるよう、手続きを行うこと。本条から、軍勤務者に息子が複数いる場合には、年長者には独立の知行地を受けさせ、年少の息子に自分の知行地を譲る慣習があったことが推測される。

地を一括して、兄弟全員に均等分割し、有人と無人のヴィッヂ単位の土地¹⁷⁵をチェトヴェルチ単位で計測してそれぞれ分配し、かれらのうち誰も損害を受けることのないようにすること。

もし、実際に分与された知行地のチェトヴェルチ面積が広大な場合には、かれ〔年長の息子〕には父親の知行地は与えられず、父親の知行地は、年少の弟たちに与えること。

第35条 モスクワ大火の前後の時期に¹⁷⁶、セーヴエルスキイ地方の諸都市、すなわちリュスク、プチヴリ、ペルゴロド¹⁷⁷において、これらの都市の小士族に対して、無人で無主の蜂蜜採取地¹⁷⁸が、給与基準にしたがってチェトヴェルチ単位で計測された耕地¹⁷⁹に加えて、知行地として与えられてきた。また、ある者〔小士族〕には、貢租負担地¹⁸⁰さえ、〔国庫への〕貢租の支払いを条件に知行地として与えられてきた。もし今後も、このような〔無人で無主の〕蜂蜜採取地と貢租負担地について、それら諸都市の小士族が、これを知行地として〔自分に与えるよう〕君主に訴えを行う場合。

これが無主の蜂蜜採取地であれば、知行地として与えること。ただし、厳格で大規模な取り調べを行ったうえで、その蜂蜜採取地がまさしく無主の土地であり、それについて誰とも係争がない場合に限る。

175 「ヴィッヂ単位の土地」(попытно) のヴィヂ (выть) とは、課税のための地籍単位で、土地と生産手段の等級を含んでいるため、上等地で1ヴィヂ=12チェトヴェルチ、中等地で1ヴィヂ=14チェトヴェルチ、下等地で1ヴィヂ=16～20チェトヴェルチと違いがあり、従来の土地台帳はこれを単位として記載されていた。『会議法典』の頃には、この単位から、チェトヴェルチчетверть (略してチェチчеть) の地籍単位に統一されるようになった。

176 1626年のモスクワ大火では、知行地官署も焼けて、知行地に関する書類が失われた。以下は、そのような状況背景に、モスクワ国家の南方国境諸都市では、所有者のいない用益地の森林なども知行地として給与することで、勤務者を増やしていた事情を述べている。

177 これらの南ロシア(現ウクライナ)の地方は、十七世紀前半のモスクワ国家にとってはポーランドと境を接する未開拓の辺境地帯にあたり、新たな国家勤務者に与える知行地を増やすための原資になっていた。1636年に、この地方の土地の無限定な知行地化に歯止めをかけ、土地の紛争をふせぐためのツアーリの命令が出されたが、本条はその内容をそのまま取り込んでいる。

178 『会議法典』第10章243条にもあるように、蜂蜜採取地 (бортные ухожья) とは、森林地のことで、天然の蜂蜜採取のための用益地として用いられ、伐採すれば耕地としての利用も可能である土地のこと。南方の国境地帯には、耕地としては利用されていない森林地帯がまだ残っていた。

179 勤務者に知行地を給与するときには、規則の上では、その軍務身分による給与基準 (оклад) にもとづいて、「耕地にして何チェトヴェルチ」というように、チェトヴェルチ単位とした耕地換算の土地が与えられた。

180 貢租負担地 (оброчные земли) とは、農民・作男が土地や用益地を使用し、その対価として、国庫に貢租 (оброк) を納めている土地 (国有地) のこと。

その土地が、貢租負担地や貢租負担蜂蜜採取地¹⁸¹である場合には、誰に対してであれ、これを知行地として、チェトヴェルチ単位で計測された耕地に加えて与えてはならない¹⁸²。

第36条 知行地領主が、無人の湖や河川の中の無主の漁場を見つけ、この河川湖沼が誰の知行地でも相続地でもなく、貢租負担地でもなかったとする。そこで、知行地領主は、君主に請願して、この河川湖沼を知行地として、チェトヴェルチ単位で計測された耕地に加えて〔自分に与えるよう〕求めた場合。

どのような知行地領主であれ、このような河川湖沼を、知行地として、裁量の上で、チェトヴェルチ単位で計測された耕地に加えて与えること¹⁸³。

第37条 士族や小士族、いかなる身分であれ知行地領主が、領主死亡の知行地を〔自分の所有とするよう〕君主に訴え、訴状の中には、その領主の死後には妻、子供、親族はいないと記してある場合。この訴訟人に対して、自らの訴状に署名するように命じること¹⁸⁴。

ところが、領主死亡の知行地が〔どのような訴訟人に〕与えられたあとで、死亡した領主の妻、子供、親族が、そのような訴訟人を君主に訴えて、訴訟人は、自分たちの知行地を略取することを狙って、訴状の中で自分たちの存在を伏せたと申し立てたとする。そして、取り調べによって、最初の訴訟人がかれら〔妻、子供、親族〕の存在を伏せたことが確かに立証された場合。最初の訴訟人から、領主死亡の知行地をとり上げ、死亡した領主の妻、子供、親族のうちしかるべき者に、命令にしたがって引き渡すこと。

もし、引き渡しまでに最初の訴訟人が、かれらの〔所有になる〕農民に損害を与えていた場合。損害の2倍の額を、その訴訟人から徴収し、死亡した領主の妻、子供、親族のうち知行地が引き渡された者に与えること。

第38条 ある者〔領主〕から君主の命令によって知行地が取り上げられ、〔他の領主たちに〕配分されたが、その知行地には、農民が耕作した土地に旧い領主のためのライ麦がすでに播種されていた場合。そのライ麦〔の収穫の中〕から、旧い領主のために播種された種（タネ）と

181 貢租負担蜂蜜採取地（бортные ухожья оброчныи）は、国有地うちにあり、農民などに貸与して蜂蜜の採取をさせ、その対価として貢租（оброк）を国庫に納めさせている用益の森林地のこと。

182 これまで、国境地帯における勤務者を増やし、国防を強化するために、税収のある国有地（оброчные земли, бортные ухожья оброчныи）を、知行地に転用することが行われてきた。1636年の法令は、国庫収入の減少につながるこのような措置を禁じたが、本条はこれを繰り返している。

183 本条も、士族・小士族たちに、地方（特に北方や東方）の利用されていない土地を開拓させる刺激を与え、国家の知行地の原資を増やすことを目的とした条項と考えられる。

184 以下のようなトラブルが起こったときに備えて、証拠とするための措置である。

同量の種を、実際に耕作される農民の土地¹⁸⁵に播く分として、新しい領主に与えること。

もし、播種分を上回る収穫があったときには、それ〔上回る分〕は旧い領主に引き渡すこと。その収穫は、その麦を播種した農民に刈りとらせる。もし、旧い領主のために麦を播種した者が、雑役夫や雇い人だった場合には、その麦は旧い領主自身が〔手配して〕刈り取ること。雑役夫や雇い人が耕作した土地の麦を、農民に強いて、刈り取らせてはならない。

第39条 モスクワの郡部と地方都市にある無人で無主の土地を、大蔵入官署¹⁸⁶やそれぞれの徵税区官署¹⁸⁷から、貢租を取るために〔次のような人々に〕貸与した場合¹⁸⁸。貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、大膳職、小姓、モスクワ士族をはじめ、あらゆる身分の勤務者と官署役人に貸与した金銭貢租をとるための土地を、かれらに売り渡してその相続地としてはならない。そのような土地をかれらに開墾させるために引き渡してもならない¹⁸⁹。

そのような貢租をとるための無人地は、知行地をまったく持っていない〔勤務者〕や、給与基準よりはるかに少ない知行地しか持っていない〔勤務者〕に、かれらの〔知行地給与を求める〕請願に応じて与えること¹⁹⁰。

このようにして、貢租を取るための土地が誰かに知行地として配分された場合には、そのような土地からの貢租は免除すること。

185 「実際に耕作される農民の土地に播く分」とは на живущую пашню крестьянские пахотыで、農民が耕作し、そこからのライ麦の収穫を領主に支払う公課（тягло）にあてることができる土地を意味している。

186 大蔵入官署（Приказ Большого Прихода）は、駅通制度維持のための税金の徵収、店舗、交易所、酒蔵、関所、渡し場からの諸税・関税の徵収を担う役所として設立された。この時代には機能が縮小されて、主に関税の徵収に業務は限られた。1680年には大蔵官署（Приказ Большой Казны）に吸収されている。

187 この時代、「ノヴゴロド徵税区」（Новгородская Четверть）、「ウースチュク徵税区」（Устюжская Четверть）、「コストロマ徵税区」（Костромская Четверть）「ガーリチ徵税区」（Галицкая Четверть）など、主要な都市と周辺の地方の財政・徵税を担当する官署（Приказы）があり、国家勤務者の給与支払いにあてる関税、酒税、公課の徵収（徵稅）を、担当していた。

188 無人で無主の土地を官署が貢租を取るために貸し出す（отдать земли на оброк）とは、戦争、内乱、捕虜、掠奪、疫病、住民逃亡などによって荒廃し農地としては利用されず、また行政による管理の手がまわらない土地を、一時的に近隣の大領主に貸与して、かれらを通じて諸税（通行税、取引税など）を貢租として徵収している土地のこと。

189 モスクワ周辺にある未利用の貢租をとるための土地（оброчные земли）を、大領主の利用するままにまかせると、結果的に農地として耕作され、かれらの相続地に繰り込まれるおそれがあるため、これを禁止した条項。

190 本条の主旨は、大領主の相続地としてではなく、中小の領主（勤務者）の知行地として、モスクワ周辺の未利用の土地を確保するというもの。

第40条 国境地帯¹⁹¹の地方諸都市の小士族が、君主に請願を行い、無主の土地や荒蕪地¹⁹²を知行地として〔与えるよう〕求めた場合¹⁹³。

〔小士族の〕給与基準に応じて、次の無主の土地や荒蕪地を与えること。すなわち、給与基準が400チェトヴェルチの者には70チェトヴェルチ〔の無主地や荒蕪地〕を、給与基準が300チェトヴェルチの者には60チェトヴェルチを、給与基準が250チェトヴェルチの者には50チェトヴェルチを、給与基準が200及び150チェトヴェルチの者には40チェトヴェルチを、給与基準が100チェトヴェルチの者には30チェトヴェルチを、給与水準が70チェトヴェルチの者には25チェトヴェルチである。請願した者には、これらの土地をこの割合に応じて与えること。

第41条 土地が昔からロシア人の知行地であったが¹⁹⁴、多年にわたり無人の状態におかれた過去の年月¹⁹⁵に、この無主の土地にタタール人とモルドヴァ人が〔ある者は〕君主の文書〔恵与状〕によって実際に土地を分与されて定住し、ある者は、君主の空位時代に貴族がモスクワ近郊に布陣して包囲戦を行っていた際¹⁹⁶に貴族によって与えられた文書にしたがって〔定住し〕、またある者は文書の付与もなくその土地に長年住み、この土地を基盤として君主への勤務を行っている場合。かれらからこれらの土地をとり上げないこと。今後は、ロシア人の知行の土地をタタール人に、タタール人の土地をロシア人に知行地として与えてはならない。

第42条 タタール人とモルドヴァ人のもとに、ロシア人に知行されていた土地があり、かれら〔タタール人とモルドヴァ人〕はその土地からの貢租を支払っているとする。今後、ロシア人がその土地について〔所有を求めて〕訴えをおこした場合。その土地をタタール人とモルド

191 国境地帯の諸都市（украинные города）とは、ポーランド・リトアニア連合王国やクリミア・ハン国と隣接する南部・南西部国境地帯の諸都市（プチーヴリ、スームィ、クルスクなど）を指している。

192 無主の土地や荒蕪地（порожние земли и дикое поле）とは、国境地帯の土地で、常に敵の襲来の危険にさらされているために農耕などに利用されていない土地のこと。モスクワ国家の拡張につれて、そのような土地を知行地として士族・小士族にあたえることは、知行地政策のみならず国防の観点からも国益に合致していた。

193 本条は、上の第35条とも対応している。

194 『会議法典』第14章1条の注にもあるように、ここでの「ロシア人」は正教キリスト教徒である勤務者を指している。ここでは、動乱時代の混乱の中で、ロシア人勤務者に知行されていたヴォルガ河沿岸地方の知行地が、荒廃、略取などによってムスリムの勤務者の実質支配となり、それを後にかれらの知行地として追認したという歴史的背景がある。次の注も参照。

195 1616年の貴族令によって、1611/1612年から法令制定の5年間にタタール人、モルドヴァ人の勤務者に与えられた知行地は、そのまま安堵されることになった。本条はその原則の確認であるので、ほぼこの時代以降『会議法典』法典が制定される1649年までの期間を意味していると思われる。

196 1605年から1613年までのいわゆる動乱（Смута）の時代とその出来事を指している。

ヴァ人からとり上げ、知行地としてロシア人に与えること¹⁹⁷。

第43条 クニヤージ、ムルザ、タタール人、モルドヴァ人、チュヴァシ人、チェレミス人、バシール人の所有する地方都市¹⁹⁸では、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、大膳職、小姓、モスクワ士族、地方都市士族、小士族をはじめあらゆる身分のロシア人は、知行地や他のいかなる土地もこれを購入、交換をしてはならない。また、これを、〔貸付の〕担保としてとったり、〔担保が流れて〕引き渡しを受けたり、長期にわたる貸与地として受けとってはならない。

もし、モスクワ士族、地方都市士族、小士族などあらゆる身分の者が、地方都市において、クニヤージ、ムルザ、タタール人、モルドヴァ人をはじめとするあらゆるヤサーク担税民から、土地の引き渡しを受けたり、購入したり、担保にとったり、長期間の貸与を受けたり、交換した場合。どのような身分の者であれ、彼らからそのようなタタール人知行地やヤサーク担税民の土地を取り上げ、君主の土地とすること¹⁹⁹。また、そのような者は、そのことのゆえに君主の寵を失う。

第44条 クニヤージ、ムルザ、タタール人、モルドヴァ人、チュヴァシ人、チェレミス人、ヴォチャーク人などが正教キリスト教徒に改宗した場合。そのような改宗者から、〔それまで所有している〕知行地を取り上げてはならない。また、これをタタール人²⁰⁰に引き渡してはならない。

第45条 ムルザとタタール人は、自分の知行地を荒廃させてはならない。また、自分たち自身が、その知行地を棄てて、他の地方都市、大村、小村に逃亡し、勤務を放棄してはならず、自分たちの知行地、相続地に居住すること。いかなるムルザ、タタール人であれ、知行地を実際に分与された者が、与えられた場所の知行地を所有すること。

ムルザやタタール人が、〔それ以上〕君主への勤務に就くことを望まず、〔それまで給与されていた〕自分の知行地を、然るべき善後策をとらずに、不法に、モスクワ士族、地方都市士族、

197 ここで言っている土地は、前条とは異なり、タタール人・モルドヴァ人に知行されではおらず、単にかれらがかつて混乱の中でロシア人知行地領主から取り上げて、実質的に支配し、そこから国税である貢租（о́брок）だけは払っているという半ば不法な所有の土地を指している。そのため、法的所有者である知行地領主からの訴訟がなされた場合には、無条件で土地を引き渡すとされている。

198 『会議法典』第10章161条の注にもあるように、クニヤージ、ムルザ、タタール人は勤務タタール人の階層を指し、モルドヴァ人、チュヴァシ人、チェレミス人、ヴォチャーク人はヴォルガ河沿岸に居住するおもにムスリムの諸民族を指している。

199 君主が取り上げて、知行地としてもとの所有者に再配分するという含意だろう。

200 上の注にもあるように、『会議法典』では「ロシア人」を正教キリスト教徒の意味で用いていたが、同様にここでも「タタール人」の語は、ムスリムの総称として用いられている。

小士族などあらゆる身分の者に対して、引き渡し、交換、売却などを行い、あるいは抵当に入れ、貸与して、これを無人としたり、農民から収奪したり、暴力的に迫害²⁰¹し、そのために迫害を逃れて、その知行地から農民が逃亡したとする。こうして、自分の知行地を無人化し、不法に処分した〔ムルザやタタール人〕が、自分もまた他の地方都市やタタール、チェレミスの村へ逃亡し、勤務を放棄をしたが、のちの取り調べによってそのことが明らかにされた場合。

そのような、ムルザやタタール人に対しては、その罪状により、君主が命じるだけの〔量刑で〕の処罰を課すこと。また、逃亡中のムルザやタタール人をかくまったく者にも厳罰が課され、厳しい処罰が決定される。それは、今後、かれらが自分の屋敷にいかなる場合であれ逃亡したムルザやタタール人をかくまうことがないようにするためである。

第46条 君主の御料地の村や国有地の郷が、貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、大膳職、小姓、モスクワ士族、在府士族、地方都市士族、小士族、外国人、すべての勤務者の知行地や相続地として分与されたとする²⁰²。実際に分与された土地には、中等もしくは下等の土地があったが、その後、その土地には土地台帳書記が検定して、上等の土地があるとされた場合。この上等の土地を削って、均等の分与をしなおすこと。実際に分与された土地に上等地がない場合。その者には、与えられた土地に応じた土地の割り増しを行うこと。なぜなら、その者には均等化するために削る土地はなく、また与えられた土地を減らしてはならないからである²⁰³。

土地などを測る〔単位である〕1 サージェンは3 アルシンとすること。1 サージェンを3 アルシン以上にも以下にしてはならない。

第47条 君主の御料地の村や国有地の郷から知行地が与えられ、軍勤務やモスクワ包囲戦²⁰⁴のゆえに、その知行地を相続地とした場合。そのような者の相続地を、均等化をほどこしてはならない。

201 暴力的迫害（налоги и насилиства чинити）とは、掠奪に近い強引な税の取り立てを行うこと。

202 戦争の報奨などにより国家勤務者への給与地が不足したときには、国有地である御料地の村（дворцовые села）や郷（чёрные волости）から分与して、知行地や相続地に当てることが行われていた。

203 給与される知行地の単位チェトヴェルチは、土地の広さだけしかあらわしていなかった。そこで、知行地の分与・分割の際には、広さだけでなく、その等格も考慮に入れられていた。これを、均等化（одабривание）と言い、第46～48条はこれに当てられている。土地の均等化は、土地の生産性（天然資源）などによって土地を上中下の等格に分け、上等100チェチ、中等125チェチ、下等150チェチをもって同等の価値とした（第48条）。

204 1611～1613年のモスクワ城市回復戦の戦功によって、それまでの知行地を相続地として認められた勤務者の土地については、もはや再配分の対象となる知行地ではないので、等格による見直しあしないというもの。

第48条 誰かの相続地が知行地として分与し直されたが、相続地の旧領主は、その相続地の均等化を行っていなかった場合。その、相続地から知行地へと分与し直された今の知行地は、その後に上等地が見つかれば、均等の分与を行うこと。なぜなら、その土地は知行地になったからである。

実際に土地の分与を受けた者は、分与された土地に上等地がない場合。その者には、与えられた土地に応じて、自分は削られることなく、土地の割り増しを行うこと。なぜなら、その者には均等化するために削る土地はなく、また与えられた土地を減らしてはならないからである。その場合の割り増し〔の割合〕は、〔その土地が〕中等であれば、中等の土地100チェトヴェルチにつき25チェトヴェルチである。下等の土地の場合は、下等の土地100チェトヴェルチにつき50チェトヴェルチの土地である。このようにして、中等、下等の土地を上等の土地と同等になるようにすること。

第49条 過ぎる144年3月7日、ペロオゼロでペレムイシュリの知行地領主は、自分の知行地を貴族、宮廷官、士族、小士族の領地と交換した²⁰⁵。それらの士族、小士族には、ペロオゼロの小士族の領主死亡の知行地が与えられたが、その交換された領主死亡の知行地、相続地は、144年に知行地や相続地として与えられた者の土地とすること。

今後は、ペロオゼロ住民は、貴族、宮廷官、士族、小士族などあらゆる身分の者と知行地を交換してはならず、領主死亡の知行地、相続地をいかなる者にも与えてはならない。なぜなら、ペロオゼロ住民には144年3月1日以降は、知行地、相続地を交換してはならず、これを誰に対しても再配分してはならないと定められたからである。

第50条 カザークもまた、自らのカザークとしての相続地を、誰かに売ったり引き渡してはならない²⁰⁶。

第51条 誰かが過去に、土地台帳書記に依頼して、その申し立てによって、自分の知行地を、相続地として土地台帳に登録させたとする。ところが、その土地についての相続地の文書は書記の台帳には添付されておらず、本法典制定の以前に〔相続地としての〕登録はなく、相続地の文書は持っていないのに、その者は不法に、君主の命令なしに、自分の知行地を相続地とし

205 十七世紀初めにペレムイシェル、オドーエフ、カシールなどモスクワ南方の諸都市がタタール勢力に蹂躪されたことにともない、これらの地の勤務者の知行地を、北方のペロオゼロ地方に再分与したが、当地の旧領主とのあいだで係争が発生した。知行地の交換に関する諸条項の間に置かれている本条は、いわば具体的な知行地交換をめぐる係争の「判決」になっている。

206 前条と同様に、ペロゼロ地方に相続地を与えられ移住してきたカザークについて言っている。

て所有していたとする。そして、誰かがその者に対して、訴えて〔それが明らかになった〕場合。その土地を、訴訟人たちに分け与えること。なぜなら、知行地をもって相続地と称してはならないからである²⁰⁷。

もし、取り調べた上でその土地が、実際に相続地であり、知行地ではないことが立証された場合。かりにその土地について相続地の文書をもっておらず、自らの申告によってのみ、土地台帳に〔相続地〕としての登録がなされていたとしても、その者がその土地を相続地として所有することを許可すること²⁰⁸。

第52条 誰かが〔裁判のために〕土地台帳書記²⁰⁹から、土地台帳からの自分の〔土地登録の〕抄本を受け取ったが、その抄本の内容が土地台帳と一致しない〔とその者が申し立てた〕場合。

そのような抄本を信用してはならず、〔それを受け取った〕知行地領主、相続地領主からその抄本を取り上げて知行地官署に送ること。そして、そのような領主には、かわりに土地台帳からの別の抄本を与えること。その〔新しい〕抜き書きは、すべての条項において土地台帳と一字一句対応させて書くように〔書記に〕命ぜること²¹⁰。

第53条 領主が死亡した知行地について、領主〔である父親〕の子や親戚や親族の誰かが、〔その所有を求めて〕君主に訴え出て、〔認められ〕、当該の領主が死亡した知行地が記載登録²¹¹されたとする。ところが、かれらは自分の知行地の記載登録にかかる君主の文書²¹²を長い間取

207 十七世初めの動乱時代に、知行地として与えられていた領地を、領主が勝手に返還義務のない相続地として登録し直す不法が横行した。ロマノフ王朝が確立されると、これを正すための勅令が次々と出された。本条もその趣旨を継ぐもので、裁判をさせることによって所有関係をはっきりとさせようとするもの。告発者に土地が分け与えられるという内容は、一種の密告奨励でもある。

208 本章は、国家勤務者を確保するための知行地の保全を旨としているところから、最初から相続地であることがわかった土地については旧領主に戻すという主旨であろう。

209 ここの土地台帳書記（писцы）とは、官署（知行地の場合は「知行地官署」）から諸都市や周辺の郡へ派遣されて、土地の検分を行い、その結果を土地台帳（писцовые книги）に登録し、また所有確認や裁判の際には台帳の抄本作りなどを担当する役人のこと。

210 前の第51条と関連して、相続地の所有をめぐる裁判のさいに、土地台帳書記が（おそらく故意に不正なかたちで）誤った内容の写し（抄本）を発行した場合の規定と考えられる。

211 記載登録（пометити; помета）とは、知行地の領主死亡にともない、土地台帳に領主の変更について土地台帳書記が記載する事務手続きのこと。

212 知行地は国家勤務に対して与えられるもので、本来は勤務者である領主が死亡すれば返還することになるが、実際には、君主に請願して許可を得てはじめて、その子や親族が、知行地の記載登録（помета）を知行地官署で行うことで所有しつづけることが慣行となっていた。ここでは、登録だけで正式な君主の許可の文書を取らずに、知行地を所有し、印章手数料などの税金を逃れようとしている領主に対する罰について記している。請願を許可する君主の文書（государевы грамоты）とは恵与状（жалованные грамоты）のこと、『会議法典』第18章1～7条に規定されているように、知行された土地の給与基準に応じた印章手数料を払うこととなっていた。

ろうとせず、記載登録〔を承認する〕君主の文書抜きで、その知行地を所有していたとする。すると、かれらを君主に〔知行地の所有を主張して〕訴える者があらわれ、かれらは父親あるいは親戚の知行地を君主の文書なしで所有していると申し立てた場合。かれらからそのような知行地を取り上げ、〔その所有を主張して〕訴たえている者たちに分け与えることもあり得る。

訴えられはしたが、〔裁判の判決で〕知行地の没収はなされず、そのような知行地領主に対しては、自分の知行地の〔所有を承認する〕君主の文書を取るように命じられた場合。かれらが長い間、〔君主の〕文書なしで知行地を所有していたことに対して、〔罰として〕、文書の発行に際して2倍の印章税を徴収すること²¹³。

第54条 誰かが、君主に対して次のような訴状を出したとする。すなわち、「自分の〔死亡した〕父親の知行地について、親戚の者あるいは他人が、自分の代りに〔自分の所有に変更する〕登録手続きを行ったが、その当時自分は年少であり、少年時代は、父の知行地を代わりに登録したその親戚の者のもとで過ごしていた。ところが、登録手続きのうちに、自分の代わりに登録手続きをおこなった親戚が、自分の父親の知行地を、自分に何も知らせずに、条件の悪い親戚自身の知行地と交換してしまった。一方、自分は、その〔父親の死〕後、父親の知行地の登録手続きについては知らされておらず、また父親の知行地を誰とも交換をした覚えはない」。

そのような場合、交換された知行地について訴えた者と、君主に訴えられた相手とを、対審させること。そして、対審によって、その知行地について、あらゆる手段をもって厳重に取り調べること。次のことが確かに立証できるか取り調べること。すなわち、訴訟人は自分の父親の知行地を誰とも交換したことがないかどうか。知行地について訴えられた者は、その当時、訴訟人の父親の知行地を交換によって自らのものとしたかどうか。訴訟人はそのとき幼少であり、成人ではなかったかどうか。

〔そして、そうである時には〕、交換によって略取した者からその知行地を取り上げ、交換した知行地を与えられていた訴訟人に引き渡すこと。一方、〔略取した者には〕、訴訟人と交換したとするもとの知行地を所有されること。このような、交換された知行地に関する対審は、訴訟人が15歳に達したときに行われる。

もし、このような交換された知行地について君主に訴えたとき、その者が15歳未満であった場合。そのような者が15歳未満でも対審を行わせること²¹⁴。

213 税金（印章手数料）逃れに対する罰として、第10章の諸条項にあるように（第105、106、124、136、142、187、188など）、本来の税額の2倍の加算の罰則が適用されている。

214 上に指示された年齢制限（「訴訟人が15歳に達したとき」）に対する例外条項。より若年でも対審を行う能力があれば可能であるという措置が、条文編集の段階で挿入されたものか。

もし、訴えた者が20歳に達していて、交換された知行地についての訴えがその間になされなかつた場合。その者は、交換された知行地〔の所有権を〕放棄すべきであり、対審は行われない²¹⁵。

誰かが、交換して自分のものとなった知行地の〔土地台帳への〕登記のために²¹⁶、知行地官署にそのための請願書を持参し、そこにはその者の聴罪司祭、親戚、あるいは何者かの署名が記されていた場合。そのような請願書だけにもとづいて、その知行地を、対審なしに、登記してはならず、必ず、知行地を交換した相手や土地交換文書²¹⁷に署名した者を尋問すること。土地を交換した相手や、知行地交換の請願書に署名をした者に対する対審抜きで、尋問も行わないまま、交換された知行地の登記を行って〔所有者を定めて〕はならない。それは、そのちに、交換された土地について紛争が起こらないようにするためである。

第55条 いかなる身分の者であれ、誰かが訴えた結果、君主の命令が出され、その者に対して、死亡した〔その者の〕父親、親戚、親族以外の者の知行地が、〔旧領主の〕寡婦や娘たちとともに、与えられたとする²¹⁸。そして、分与文書²¹⁹には、その寡婦もしくは娘には、屋敷とそれに付属する耕地を分与し、知行地の残りの土地は、有人と無人のヴィチ単位の土地も、チェトヴェルチ単位で計測して分割して、息子、親戚、親族以外の者に分与することになったとする。ところが、寡婦や娘たちが君主に訴えて、〔実際に〕自分たちに分与されたものは、最初の訴えの内容には沿っておらず、本来あるべき一箇所の土地ではなく、バラバラの土地であると主張したとする。他方で、土地の分与を受けた者たちも、寡婦や娘たちについて君主に訴えを行い、

215 第14章1、5条にもあるように、『会議法典』では、状況によって法的な人格と認められる最低年齢は15歳であり、20歳になれば完全な法人格と認められる。本条項は、年少ゆえの失われた権利の回復の措置は、その間の年齢のときになされるべきことを定めたものだろう。

216 以下の条項では、上のような紛争を防ぐために、モスクワの知行地官署で土地交換の登記（росписка; *росписывать*）を行う際には、書類（請願書、土地交換文書）だけの提出では受け付けず、必ず書類に署名した関係者の出頭、対審、尋問を行わねばならないことを定めたもの。

217 土地交換文書（меновные）とは、本条で言及されている、交換した知行地の登記を求める請願書（челобитные）と同じもの。交換した知行地の登記を求める請願書には、当事者だけでなく、信頼できる第三者の署名もなされていたことがわかる。

218 知行地領主の父親（親戚）の死後、息子がその知行地を引き継ぐときの手続きとして、父親の知行地の所有を求める訴え（請願）を行い、第16章53条にあるように、それを許可する君主の恵与状（государева жалованная грамота）を受け取らねばならなかった。

219 分与文書（раздельные грамоты）は、知行地の領主が代わったときに君主が発行する恵与状（государева жалованная грамота）のひとつで、旧領主の相続者（寡婦、娘）と新領主たちの間の土地の「分与」（配分）について記されていることからこう呼ばれた。

寡婦や娘たちに分与されたのは最上等の土地であるとか、分与を受けた者たちの間でも、分与について紛争があると主張し、君主に対して再分与文書²²⁰を発行するよう申し立てた場合。

そのような者に対しては、君主の命令によって再分与文書を発行すること。ただしこれは、知行地が分与されてから1年以内に、再分与に関する訴えがなされたときに限り、実際の分与から1年を過ぎたときには、再分与文書は発行されない。

もし、再分与文書を受けた者〔訴訟人〕たちが、再分与文書に沿った分割を行うのに收まりをつけられず、2番目、3番目の文書〔恵与状〕を求めた場合。2番目、3番目の再分与文書を発行すること。ただし、それ以上の再分与文書は、誰に対しても発行されることはない。これは、誰であれ、裁判遅延にともなう余分の滞在費や、損害をこうむることがないようにするためにある。

第56条 誰かがそのような寡婦や娘と結婚し、それによって寡婦や娘の扶養分としての有人の知行地²²¹を得たが、その結果、その者〔夫〕が持っていた従来の狭小で無人の知行地に加えて、広大な土地が実際に分与されることになったとする。ところがその後に、その者が死亡し、その妻が君主に訴えを行い、これから養いのために、結婚したときに持参した自分の以前の扶養分の土地を〔返還して〕与えることを君主が命ずるよう願い出たとする。一方、その夫の子供たち、すなわち妻にとっての継子たちは、君主に訴えて〔知行地の〕恵与を求める、従来の知行地、すなわち父親が実際に分与されていた土地と、継母の〔持参した〕扶養分の土地を混ぜ合わせ、〔自分たちの〕分与の割合に応じて、自分たちに全員に分け与えることを願い出たとする。

または、誰かが、寡婦や娘と結婚したが、〔かの女に〕実際に与えられた扶養分の知行地は狭小で無人であり、一方、その者〔夫〕の領地は妻の扶養分の知行地に対して広大であったとする。ところがその後に、その者が死亡し、最初の結婚のときの子供たちが残されたとする。そして、子供たちが、君主に訴えを行い、父親の従来の知行地を自分たちに与え、継母には父親に嫁いだときに持参した以前の〔扶養分の〕知行地だけを与えるよう願い出たとする。他方で、継母も君主に訴えを行い、自分の扶養のために、〔以前に持参した〕扶養分の知行地ではなく、

220 「再分与文書」(переделная грамота) は上記の「分与文書」(раздельная грамота) と同様の君主が発する恵与状であり、はじめになされた分与の内容を見直したもの。

221 『会議法典』第16章30～32条に記されているように、勤務についている知行地領主が死んだ場合、その死の状況によって、その知行地（給与基準額）から妻には1割から2割、娘には5分から1割の割合で、扶養のための知行地が与えられることが定められている。

夫の知行地の給与基準²²²から、自分に〔土地を〕与えることを願い出たとする。

そのような場合、夫の死後、その妻にはその扶養のために、夫の知行地の給与基準のから、君主が命令するだけを与えること。その額は、前の条文²²³に示したように、自分が結婚したときを持参した知行地の額に相応するものである。もし、寡婦の扶養分の以前の知行地が、知行地の給与基準よりも多く残っていた場合には、〔父親の土地は〕、その子供たちに与えること。

寡婦に対しては、夫の給与基準からの扶養分が、持参した土地よりも多く与えられることになった場合には、寡婦には、持参した以前の土地に加えて、夫の給与基準から扶養分を増して与え、残りを亡くなった父親の子供たちに与えること²²⁴。

第57条 士族や小士族が死亡し、その死後に、〔再婚した〕妻と最初の結婚による子供たちが残されたとする。そして、その故人の妻が、君主に訴えを行い、自分の扶養分として、夫の知行地の給与基準から、自分に土地を与えるよう願い出たとする。その際、夫の給与基準は多いにもかかわらず、実際に分与された知行地は狭小であり、相続地も持たないか、あるいは勤務で得た相続地や父祖伝来の相続地を持っていたとしても狭小である場合²²⁵。妻に対してだけは、多いほうの夫の知行地の給与基準から、扶養分を与えること²²⁶。

もし、その子供たちのために実際に与えられた知行地が狭小で、その狭小な実際の分与地によって自らを養わねばならず、君主への勤務を行う余裕がないような場合。父親の死後、実際に与えられた狭小な知行地と相続地をひとつにまとめて、妻と子供たちに分け与えること。その場合、有人と無人のヴィチ単位の土地をチェトヴェルチ単位で計測してそれぞれに分割し、誰がどのくらい取るかは、籤引きによって、均等に妻と子らとみなで分け合うこと。

そのような寡婦に対する扶養分の知行地は、夫の知行地から取り、相続地から取ってはならない。相続地については、〔父親の〕死後に、籤引きによってその子供たち、すなわち妻にとっての継子

222 第16章30～32条に記されているように、寡婦は死亡した夫の知行地の給与基準（оклад）をもとに、定められた割合の扶養分の土地を受け取ることができた。

223 第16章30～32条を指している。

224 本条は全体として、知行地領主の寡婦への扶養分の遺産を保証するものとなっているが、扶養分が法定の限度（知行地の1～2割）を超えることがないように配慮されていることがわかる。

225 当時の国家勤務者（知行地領主）は、勤務や身分に応じた給与基準額（оклад）があつても、名目的なものであり、実際に与えられる知行地（поместные дачи）は僅かであることが普通だった。本条は、そのような実態をうけて、知行地領主の死後の寡婦の扶養分を、どのような計算によって分け与えるべきかを述べたもの。

226 前条の趣旨と同様に、寡婦の利益に配慮された規定がなされており、現実に土地の所有がなくても、扶養分の土地の配分は、名目の給与基準額にもとづいて計算するよう（その1～2割を配分する）定めている。

たちに与えること。それは、相続地が一族のもとから流出しないようにするためである²²⁷。

第58条 誰かが死亡したあとで、実際の土地としてそのままある²²⁸かれの知行地が、その妻すなわち、寡婦と子供たちに一括して与えられた²²⁹とする。ところが、寡婦が自分の子供たちを相手取って君主に訴えを行い、子供たちは自分を扶養せず、敬わず、家から追い出したので、子供の分とは別にして、扶養分の知行地を自分に与えるよう、子供たちに命じることを願い出した場合。

そのような訴えに従って、寡婦に対しては、夫の知行地の給与基準から、扶養分として、君主の命令にもとづいて与えること²³⁰。子供の分とは別に与えること。

もし、夫の死後、寡婦と子供たちに一括して与えられた知行地が狭小であり、また夫の給与基準から寡婦に扶養分をすべて与えることができない場合。その狭小な知行地を、有人と無人のヴィチ単位の土地をチェトヴェルチ単位で計測してそれぞれ分け、各々が手に入れる土地が均等になるようにした後、誰がどのくらい取るかは、籤によって寡婦と子供たちに分けること。

第59条 誰かが君主に訴えを行い、誰それのところには詐取した相続地があるとか、誰それのところには隠した知行地があると申し立てて、〔その所有を求めた〕とする²³¹。その場合、訴状にしたがって、当事者同士の対審が行わなければならないが²³²、訴えられた相手は、君主の〔軍〕勤務で〔遠征に〕派遣されていたり、地方都市での公務に派遣されているとする。あるいはまた、その〔訴えられた〕時に、他の者が〔被告は〕病気であるとの証言をなし、〔それを受けた〕訴訟人は君主に訴えを行い、勤務で派遣されたり病気だとされている者の代りに、他の官署では原告、被告の代理をつとめている、子、兄弟、甥、家僕を、対審に出席させることを命じるよう願い出た場合。

そのような、知行地や相続地についての訴訟案件においては、訴訟人が訴えた当の被告が、

227 前条や本条前半の趣旨と一見反するように見えるが、ここでは、寡婦の利益を押さえても、代々の国家勤務者の生活基盤である相続地を一体のものとして確保するための政策いとが表明されている。

228 実際の土地としてそのままある（полные дачи）とは、勤務者の給与基準（оклад）に相当する広さの土地が、現実にそのまま給与されていることを指している。これは、まれな事態だった。

229 君主の名によって知行地の恵与状が出されたが、第16章55条の分与文書のような分与について指示が文書ではなく、寡婦と子の分が一括して与えられた場合を想定している。

230 『会議法典』第16章30～32条に記されている割合を指している。

231 文脈から見て、詐取された被害者や隠された知行地の利害関係者が訴えを起こす場合が想定されているのだろう。

232 土地の所有権争いの裁判は対審によって行われなければならないことは、第16章23、54条にも定められているが、これは、主要な財産をめぐる重要案件だからであろう。

君主の勤務を終え、モスクワに帰還したおりに、訴訟人と被告との間で、対審を行うこと。

〔被告人が〕病人であるとの証言がなされた場合には、確かにその者が病人であるかどうかを確かめるため、その病人の診察を行うこと。

診察の結果、その者が確かに病人であり、対審に出席することがいかなる方法でも不可能な場合には、病氣ゆえに、病人である被告に、対審の出席について半年の猶予期間を与えること。当該の案件においては、その子、兄弟、甥、家僕を、対審に出席させるために、拘束してはならない。

もし、被告の病気が半年以上続いたときには、半年の後に、信頼するいずれかの者を、代理として対審に出席させるよう、被告に命じること。当該の案件においては、病気を理由にした半年を越える猶予期間は、誰に対しても与えてはならない。

第60条 地方諸都市の士族や小士族が君主に訴えを行い、その請願書の中で、自分は自分の相続地や知行地に隣接する、自分の側の境界や実際の分与地²³³において、用益地の森林の土地や草地を、耕地や草刈り場として開墾した²³⁴と申し立てたとする。あるいは、君主に訴えて、様々な自然境界となっていた森を、〔自分は〕耕作地として〔開墾した〕と申し立てたとする。そして、請願書にもとづいて取り調べた結果、そのような新たに開墾地された土地、草地、森は、チェトヴェルチ単位で計測された耕地として²³⁵、請願者に与えるよう決定されたとする。

ところが、土地が与えられたのちに、〔誰かが〕君主に対して訴えを行い²³⁶、先の請願は偽りであり、〔最初の請願者は〕その森が無主であるとか、自分の側の自然境界の森を開墾したとか言っているが、〔実際には〕当該の森は、〔近隣の〕すべての知行地や相続地に所属する用益地として与えられたものであり、自分たちは共用の森へ馬車を入れて〔薪を取って〕おり、土地台帳には共用の森と記してある、などの申し立てを行ったとする。そして、〔二番目の〕請願者の訴えにもとづいて取り調べたところ、最初の請願者は共用の森の用益地から偽って土

233 実際の分与地（дачы）は、名目上の給与基準の知行地とは別に、地方士族・小士族が実際に知行地として受け取って利用している土地のこと（本章第22条参照）。

234 開墾して新しい農地としたので、これを自分の知行地として認めるよう、訴状によって君主に請願したのである。

235 通常の知行地として与えるということ。「チェトヴェルチ計測の耕地」については、本章第35、36条を参照のこと。

236 ここで訴えたのは、もちろん、自分たちの共用の森林を取り上げられた、近隣の領主たちである。

地を得たことが、確かに立証された場合²³⁷。

最初の請願者から、与えられた土地を取り上げ、その土地はすべての知行地領主、相続地領主たちの共用とすること。

第61条 地方都市士族、小士族が、老齢や傷病者であり、君主への連隊勤務から引退して都市の城内勤務²³⁸を命じられていたり、傷病のためにいかなる君主への勤務にも就けなかつたとする。また、その者が知行地として実際に分与された土地は広大であり²³⁹、またその者には子がないとする。そして、誰かがそのような小士族〔や士族〕を君主に訴えて、引退したり傷病者である士族、小士族には、その知行地から、君主の定める扶養分だけを与えて、残りの知行地については、君主から請願者に恵与されるよう²⁴⁰求めた場合。

そのような訴えは斥けること。老齢や傷病の士族、小士族は自分の知行地を生涯にわたって所有すべきである。君主への勤務については、自らの知行地から徴募兵を募ってそれに当たらせるか、徴募兵の代わりに金銭を君主が定める額だけ納めること²⁴¹。

第62条 モスクワ周辺に知行地をもつ大膳職、小姓、モスクワ士族、地方都市士族、小士族²⁴²について、また官署役人や宮廷役人について、これらの知行地領主が死に、その妻と未成年の子が残されたが、その他にも、その時に君主のもとで勤務している子がおり、その子が、〔父親の〕知行地が自分に分与されるべきであると、その所有を求めて君主に訴えた場合。

そのような、故人のモスクワ周辺の知行地は、〔訴えた〕子の所有として〔土地台帳に〕登

237 知行地の給与は耕地について行われるが、無主や近隣領主共用の森林、自然の境界をなしていた森林を、領主の誰かが開墾して耕地とした場合に起こりうる紛争について規定している。基本的には、所有のあいまいな森、共用の森を一方的に開墾して得た耕地を、自らの知行地に繰り込むことを予防する条文になっている。

238 外地への遠征ではなく、城市（要塞）防衛の勤務に就くことをいう。

239 実際に分与された土地（дачі）が広大ということは、ここで想定されている地方都市士族は、特別な戦功による加増を受けた軍勤務者と推定される。本条は、そのような「功臣」の利益を法的に保障したものと考えられるだろう。

240 訴えが認められ、君主の名において残りの知行地の所有を請願者のものと認める恵与状（жалованная грамота）が下されることを意味している。

241 一般に、軍勤務者が老齢や傷病ゆえに勤務に就けなくなり、かつ代わりに派遣する子などの親族がない場合、代替措置として知行地から集めた徴募兵を派遣するか補償金を金納することについては、『会議法典』第7章17条に定めがあり、この記述もそれに対応している。

242 ここの「地方都市士族や小士族」（городовые дворяне и дети боярские）は本条の文脈からみて、モスクワ第16章1, 2, 3, 13, 16条に言及されているような、モスクワに勤務し、モスクワ周辺（モスクワ郡）に知行地を持つ身分の勤務者を指している。

録すること²⁴³。

第63条 誰かが、無主で未登録の〔隠し持っている〕土地²⁴⁴を持っているが、それは自分の所有であると君主に求めて訴えたとする。そして、取り調べにおいて、証言した者たちは、確かに訴えた者が、その無主で未登録の土地の所有者であると証言したとする。ところが、土地台帳を調べたところ、そのような土地は、訴えられた者の境界や界標の内側にあり、その者の〔登録された〕土地であることが判明した場合。

土地はあくまで土地台帳書記が所有者の名を記録し、知行地、相続地を分ける境界、界標を記してしている所有者に属するのであり、土地についての〔取り調べの〕証言者を信じてはならない²⁴⁵。

第64条 誰かが誰かを君主に訴えて、相手が隠し持っている〔土地〕を〔自分に〕与えるよう求めたり、無主の土地があるので知行地として与えるよう求めたり、〔相続地として〕購入したいと要求したりしたとする。しかし、訴訟人は訴状を提出しながら、3ヶ月の間、土地台帳抄本²⁴⁶の請求のために〔知行地官署〕に赴かなかつたとする。ところが、〔3ヶ月が経過した〕後になって、別の者が君主に訴えて、当該の知行地を与えるように求めたところ、最初の訴訟人がこの訴えを蒸し返して、土地台帳抄本を請求し、執達吏を差し向けた場合。

最初の訴訟人の訴えは斥けること²⁴⁷。

第65条 誰かが、そのような土地の所有を主張して訴状を提出し、その後まもなく、訴訟人が君主の軍勤務を命じられた場合。そのような訴訟人は、自分の訴状にかかる裁判延期の請願

243 モスクワ周辺の知行地は、第16章1条で細かく規定されているように、重要であると同時に限りがある知行地であり、知行地領主の死後の土地の所有についても、他の知行地の場合とは別の取り扱いなされている。すなわち、他の知行地では、寡婦のために土地・屋敷を分与したり扶養分を残すなど、残された妻の財産について配慮されていたが（第16章30～33, 53～58条）、モスクワ周辺の知行地ではそのような規定はなく、一括して、勤務している子へ登録替えするよう定めている。これは、モスクワ周辺の知行地の分割を防ぎ、知行地の原資を確保する措置の一環と考えられる。

244 「無主で未登録の土地」（порозжие обводные земли）とは、登録せず所有者を明らかにしないまま誰かが利用している土地のこと。

245 土地の所有権について、住民の証言より土地台帳の記述を優先することを明確化した条項。なお、第63～65条は、隣接する知行地・相続地領主たちの間の土地の所有権をめぐる争いにかかる条項。

246 土地台帳抄本（записка）を知行地官署に請求するとは、知行地の所有権争いのもっとも基本となる証拠を示して裁判を始める意味である。この場合は、訴状を提出しておきながら、3ヶ月間裁判手続きを怠ったということになる。

247 本条は、土地の所有権争いについて、手続き上の時効年限（3ヶ月）を定めたもの。

書を持参すること。

自分の訴状にかかわる裁判延期の請願書を持参せず、君主の軍勤務に就いて、請願書は提出されなかつたとする。ところが、その後になって、別の者が当該の土地の所有権を主張して訴えた場合。上記の3ヶ月を経過した後であれば、あの訴訟人に土地を引き渡すこと²⁴⁸。

誰かがが、このような案件において、君主の軍勤務のために、裁判延期を認められ、裁判延期の請願書を出した場合。その者が君主の軍勤務から帰還するまでは、別の訴訟人に当該の知行地が引き渡されることはない。勤務を終えた者は、この案件について、すみやかに君主へ訴えをなし、知行地官署に出頭願い書²⁴⁹を提出すること。

もし、君主の軍勤務から帰還しても、3ヶ月の間この案件について、君主へ訴えをなさない場合。その3ヶ月が経過した後には、あの訴訟人にその土地を引き渡すこと²⁵⁰。

第66条 小士族が総主教政府で勤務しているが、そのような、総主教の勤務の小士族には、君主の知行地は与えられず、かれらには総主教が歴代所有している領地²⁵¹の中から知行地を与えること²⁵²。

総主教勤務の小士族で、なんらかの手段により、あるいは秘密裏に、君主の土地から知行地を得た者があった場合。その者から知行地を取り上げ、[その所有を主張して]訴たえている者たちに分け与えること。また、偽りの行為に対しては、君主が命ずる処罰を加えること。

248 勝訴した場合には、あとで訴えた者に土地を所有する権利があるということ。

249 出頭願い書（ставочная челобитная）とは、3ヶ月以内に裁判手続きを始めることを記した文書のこと。

250 本条は、上の第64条と関連して、土地の所有権をめぐる裁判の時効年限延長に関して、軍勤務者についての特例を定めたもの。

251 総主教が歴代所有している領地（патриарху домовые земли）とは、総主教個人や修道院ではなく、政府本来に属する領地をさすと思われる。

252 総主教政府には、宮廷と同様に、数多くの官署役人、宮廷役人を要しており、多くは小士族の身分の者がそれらの職に就いていた（『會議法典』第12章1条参照）。1626年にはミハイル帝の父親である総主教フィラレートのもとで、総主教府勤務の小士族たちも、国家の土地から知行地を受けることが出来ていたが、『會議法典』の本条は、そのような権利を廃し、総主教所有の領地から知行地を給与するよう定めたもの。なお、第66～69条の諸条項は、アレクセイ帝治世下で現実化している、知行地運用の個別的问题を扱っており、支配階層である勤務者を養う知行地の原資を確保するために、知行地の行政を整理・明確化しようとするものである。

第67条 ゼムスキイ官署に街路柵役人²⁵³がいるが、街路柵役人に知行地を与えてはならない。

もし、街路柵役人である者が実際に分与された知行地を持っている場合には、その街路柵役人を辞めさせ、知行地に応じた、地方都市での君主の勤務²⁵⁴に就かせるよう命ずること。

もし、都市城内における君主の勤務につかない場合には、その者から知行地を取り上げ、〔その所有を主張して〕訴たえている者たちに分け与えること²⁵⁵。

第68条 士族のなかで、かつてはノヴゴロド、プスコフで〔軍〕勤務に就いていたが、現在は、モスクワ〔勤務〕に登録され、モスクワ周辺の諸都市に知行地が与えられているのに、ノヴゴロド、プスコフの旧知行地も、かれの所有になっている場合。

ノヴゴロド、プスコフの旧知行地を取り上げて、ノヴゴロド人、プスコフ人の士族、小士族たちに分け与えること。なぜなら、そのような士族はモスクワに登録されて勤務し、モスクワ周辺の諸都市に知行地を与えられており、プスコフ、大ノヴゴロドの知行地を、そのような士族の所有としてならないからである²⁵⁶。

第69条 士族、小士族で、君主の〔軍〕勤務を嫌う者がおり、かれが君主の勤務にあったときに、自分の知行地を不法に誰かに借金の抵当として渡し、あるいは自分の相続地を売却したとする²⁵⁷。そのうちに、かれは君主の〔軍〕勤務から脱走し、総督が君主に対して〔そのことについて〕報告した場合。

そのような脱走者を捜索して、脱走に対する処罰を加えること。すなわち、容赦なく鞭打つ

253 ゼムスキイ官署（Земский приказ）は、モスクワと周辺諸都市のボサード民について、その司法、警察を管轄する官署で、夜間の街路柵の開閉など治安維持を担当する街路柵役人（репеточные прикащики）も、官署役人として雇っていた（コトシーヒン著作第7章30節参照）。街路柵役人は、最下級の勤務者として、平の勤務者の給与基準100チエトヴェルチの半分である、50チエトヴェルチの知行地を与えていたが、『会議法典』ではこのような、些細な知行地の給与を廃したもの。

254 徴募兵や最下級の勤務者である小士族と同等に、銃兵、砲手、城塞砲手、門衛、歩兵などとして、モスクワ及び周辺都市の都城の守備勤務につくことを意味した（コトシーヒン著作第2章11節、第8章8節参照）。

255 本条は、街路柵役人のような、あいまいな「勤務者」を許さず、君主への軍勤務に対して知行地が給与されるという原則を明確化したものだろう。

256 軍勤務の士族で、モスクワから北西国境守備のためにノヴゴロド・プスコフに配属され、その地に知行地を得ていた者が、モスクワへ再配属されたときの知行地の扱いに関する条項。旧勤務地の知行地をただちに取り上げるのは、重要な国家課題である国境守備の勤務者のための知行地を確保するための措置と考えられる。

257 脱走者から見れば、脱走によって知行地・相続地が国家に没収されるのだから（本条の以下の注参照）、先手を打ってこれを換金してから脱走するという発想は当然のことであり、このような事態が頻発したことが推測できる。

たうえで、執達吏をつけて護送して連隊にもどすこと²⁵⁸。かれが、君主の勤務に就いていたときに、自分の知行地を抵当として引き渡したり、相続地を売却した相手からは、知行地は取り上げ、相続地は売り手に無償で返却させること²⁵⁹。

主な参考文献

Соборное Уложение 1649 года: Текст; Комментарии / подгот. текста Л. И. Ивановой. Комментарии Г. В. Абрамовича, А. Г. Манькова, Б. Н. Миронова, В. М. Панеяха. Руководитель авторского коллектива. А. Г. Маньков. Л., 1987.

Маньков А. Г. Уложение 1649 года: Кодекс феодального права России. Л., 1980.

Соборное уложение царя Алексея Михайловича 1649 года. М., 1957. (Памятники русского права. Вып. 6) .

Тихомиров М. Н., Епифанов П. П. Соборное Уложение 1649 года: Учебное пособие для высшей школы. М., 1961.

Richard Hellie (trans. and ed.) , *The Moscovite Law Code (ULOZHENIE) of 1649. Part 1: Text and Translation*. California, 1988.

Забелин И. Домашний быт русского народа в XVI - XVII ст. Т. 1. Ч. 1. Домашний быт русских царей в XVI - XVII ст.

Ключевский В. О. Терминология русской истории // Сочинения Т. VI: Специальные курсы. М., 1959.

Писарев Н. Домашний быт русских патриархов. Казнь, 1904. (reprint: М., 1991) .

Яков Рейтенфельс. Сказание о Московии. // Утверждение династии. М., 1997. С. 323—324.

松木栄三（編訳）『ピョートル前夜のロシアー亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記』, 彩流社, 2003年。

258 軍勤務者の脱走に対する处罚については、総督の君主への報告、容赦ない鞭打ち、脱走者の連隊への護送など『會議法典』第7章19条の記述に対応している。

259 本条の主旨は、脱走した勤務者の土地（知行地・相続地）が、不法な（すなわち土地台帳に登録されない）抵当・売却によって国家の管理から離れ、知行地・相続地の原資が減ることを防ぐためのもの。第7章19条によれば、处罚として脱走者からは知行地の半分が取り上げられるので、不法に抵当に入れたり売却した知行地・相続地が脱走者（売り手）に無償で返却されても、脱走者はその土地の半分を失うことになる。

石戸谷重郎「イワン3世の1497年法典－本文試訳ならびに註解－」『奈良学芸大学紀要』8-1, 1959年

石戸谷重郎「一六四九年法典と逃亡農民」『史學雑誌』第18編第1号, 1977年, 1-32頁

石戸谷重郎「17世紀ロシア逃亡農民の社会経済史」『奈良教育大学紀要（人文・社会）』第25巻第1号, 1976年, 39-59頁。

栗生澤猛夫, 宮野裕「イヴァン四世雷帝の『一五五〇年法典』－訳と訳注（一）－」『北海道大學文学研究科紀要』116号, 2005年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈（1）『富山大学人文学部紀要』43号, 2005年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈（2）『富山大学人文学部紀要』45号, 2006年。

中沢敦夫, 吉田俊則『1649年会議法典』翻訳と注釈（3）『富山大学人文学部紀要』46号, 2006年。

中村喜和「「百章」試訳」（1）, （2）, （3）『一橋大学研究年報 人文科学研究』29号（1991年）, 30号（1993年）, 31号（1994年）。

加藤一郎「アレクセイ・ミハイローヴィチ帝の1649年法典－試訳および評注」（3）『文教大學教育学部紀要』24（1990年） 1-11頁

本稿は月一回のペースで、一橋大学（2007年9月からは電機通信大学）で開かれている研究会（「中近世ロシア研究会」）における、翻訳検討作業の結果がベースになっている。ただし、訳文の決定及び注釈の内容については最終的に本稿の著者が責任を負っている。研究会の参加者は次の通り。浅野明, 飯田ちひろ, 池本今日子, 井内敏夫, 今村栄一, 大山知児, 小野寺利行, 草加千鶴, 草野佳矢子, 栗生澤猛夫, 田辺三千広, 兎内勇津流, 豊川浩一, 中沢敦夫, 中村喜和, 濱本真実, 坂内徳明, 松木栄三, 丸山由紀子, 三浦清美, 三浦良子, 宮野裕, 吉田俊則。「中近世ロシア研究会」の活動については、次のホームページを参照されたい。
<http://members3.jcom.home.ne.jp/russland/index.html>